

態が起り得るということは、事前の調査というものがいかに粗漏であつたかということの証明ではないか、こういうふうに思うわけであります。が、私は、そういうことが起こつたことに對して、それをどう言うわけではありませぬけれども、その事前の調査というものが粗漏であつたためにこういう崩壊が生じてきた、湛水を始めた途端に崩壊が生じてきた、こういうことであるということだけは建設省もお認めになるでしょう。

○川本府委員 御指摘の大渡ダムの今回の地すべり事故に關しましては、試験湛水を始めてからの事故でございますが、その試験湛水そのものはダムの貯水池の安全性を確認するために五十五年の十一月から開始しているわけでございまして、いろいろと水位を上昇、低下させまして、今回貯水池の常時満水位まで水位を上昇させた、そういった前後に地すべりが発生した、そういうふうなことでございまして。

大渡ダムの周辺の地質その他から考えまして、地すべりが発生する危険性があるということは以前から十分検討対象として調査をしてきておるところでございまして、たとえば大渡ダムの貯水池の検討委員会というのも昭和五十三年からつくりまして、そこで大学の先生方あるいは土木研究所の地すべり関係の専門家その他を委員といたしまして、大渡ダム周辺の地質状況、それから地すべりの危険性、そういったものについて調査研究を進めてまいりまして、また、その結果に應じまして、それなりに必要な箇所と考えておりました。箇所につきましては、対策工事、そういったものも実施してきておつたところでございまして。今回の地すべりを起こしたところは、やはり十分監視を続けていかなければいけないというふうなことで注意をしておつたところでございまして、そういった地すべりが発生いたしましたことはまことに残念なことではございますけれども、今後の対策、そういったものには万全を期してまいりたいと思つております。

○井上(泉)委員 いろいろ調査をされて万全を期してやつたつもりであつたけれども、現在のこの地すべり崩壊地点については、前々から心配しておつたところから起つたということであつて、非常に残念だ。結局、そのことは前々から注意をされておつたことであつたけれども、この地域に對する対策がなされてなかつたという結果であるということ、これはもう当然のことだと思つておつたが、その当時、私も現地の調査に行つて、時々刻々の崩壊の亀裂の状態等を調査をされておつたのでありますが、私が調査に行つてから一週間経過するわけでありまして、その後の調査の結果、依然として亀裂が拡大をしておるのか、あるいは停止をしておるのかどうか、その辺の状況はどうですか。

○川本府委員 貯水池の水位を現在徐々に下げてきておるところでございまして、ただいまおつたところでは、たとえばボーリングをするとかあるいは排土工事をするとか、そういったことも対策工事として早速実施しておるところでございまして、地すべりの挙動そのものにつきましてはその後落ちついておつて、それ以上の変化は認められておらないというふうな報告を受けております。

○井上(泉)委員 それは、格別変化がないということ、結局地すべりが最初十センチぐらいの亀裂があつたのが、これが発生をしたらもう二週間近くなるわけだけれども、その後その亀裂が拡大をされてないということは、一応落ちついておるといふ判断がされるのであります。それとも、もっと水を下げることになつてさらに亀裂が増大をしていくという予想をされておるのか、その辺ひとつ技術屋として御見解を承つておきたいと思ひます。

○川本府委員 現在までの調査によりまして、先生おっしゃいましたように、たとえば十センチの亀裂がそれ以上拡大するというような傾向はございませんで、落ちついておると判断しております。

ます。ただ、これから水位を徐々に下げてまいりますが、その後どういふ動きがあるかということについては慎重に監視を続けていかなければならないと、そういうふうな態勢で現在動いておるところでございまして。

○井上(泉)委員 慎重に調査をしていくというのは当然であると思つておつたが、結局、そういうふうな状態からダムの水をずっと下げていく中で、全部ダムは一通空にしますか、それとも一定のところまで打ちどめというつもりですか、それはどうですか。

○川本府委員 現在常時満水面近くまで水位が上がつておるところでございまして、予備放流水位が百七十七メートル五十という標高でございまして、その辺まで下げていく、そう思つておるところでございまして。

○井上(泉)委員 それだけ水位を下げるということ、でこういう崩壊の原因とかいふようなものについては十分究明のできる自信があるのですか。私は、もつと思ひ切つてダムの水位を下げなければいかぬのじゃないか、こういうふうに思つておるわけだけれども、その点どうでしょう。

○川本府委員 先ほど申し上げましたように、五十五年の十一月に試験湛水を開始いたしました、それからその挙動をずっと監視を続けてきておつたところからでございますが、その経緯から考えますと、先ほど申し上げました予備放流水位である百七十七メートル五十までの水をためる過程におきましては地すべりのような現象は起きておりませんので、私もどなたもいたしましては、いま水位を先ほど申し上げた予備放流水位まで徐々に下げることによつて、ほとんどそういった調査は完全に行つておるのじゃないか、そう思つております。ただ、その時点になりまして、下げてみてまたいろいろな現象が生ずる、あるいはその危険性があるということと考えられますれば、必要に応じてさらにそれより下げるといふことは当然考えていかねければならないと思つております。

○井上(泉)委員 これはわれわれ素人が意見を申し上げるべきことではないと思つておるけれども、いま建設省の方としては、そういう百七十七メートルまで下げて、それまで上げた時点までは全然異常がなかつたから、これまで下げてみればどうかということもわかるということ、それで異常があるとするならばもっと下げてやる、こういうことではあります。この地域についてはダム建設に当たつてはいろいろ委員会をつくつてやられたということでありまして、やはり地元、何百年もそこに居住してきた地域住民の人たちの意見というものはほとんど反映する機会がなかつたではないか。この辺は地すべり地帯で非常に危険な箇所だからといって故郷の人たちが警告をした、こういう話も聞くわけでありまして、その点については十分この原因調査ということについては、いままで危険区域でない、安全だと思つておつたところから起つたと言へば、これはまた問題のとらえ方が違つておるけれども、危険だと心配であつた地域で起つた、こういうことですから、これに對する対策というものは、従前のやつてきた防災対策より以上に念入りの防災対策を講ぜねばならないと思つておるわけだけれども、その点については万全の対策を講じる用意があるのかどうか、その点。

○川本府委員 先生からも地元の方々の昔からの山の崩壊、そういったものに対します知識、そういったものも当然聞くべきであるけれども、そういった御指摘もあつたわけでございまして、建設省といたしましては、地すべりの今回の挙動を観測しながら先ほど申し上げたような貯水池の低下ということを慎重にやりまして、その間に各種の調査を行つて地すべりの全貌を把握しなければならぬ、そういうことにしておるところでございまして。その調査の結果を踏まえまして、先ほど来申し上げておるような学識経験者の意見ももちろん参考にいたしますし、また、地元の関係機関等と連絡を密にした上で、貯水池周辺の安全に支障のある箇所については十分な予算措

置も講じて適切な対策を実施してまいりたい、そう思っておりますのでございます。

○井上(泉)委員 この水位まで下げるのにはこれからまだどのくらい日数がかかるのですか。

○川本政府委員 徐々に下げていかなければなりません、順調にまいりますれば約六十日くらいになると思います。

○井上(泉)委員 六十日ということは、ちょうど梅雨季を控えて、いわゆるダムが大変な効用を発揮せねばならない大事な時期にダムの効用が発揮できない状態になるわけで、私はその点も大変なことだと思っております。六十日なにして、そこで原因究明して、そこで仮にもうそれ以上水を下げの必要がないというようなことになって、本格的なこの崩壊を食い止める防災工事をやる、そういう段取りがで上がるというのは、年末ですか、来年ですか。

○川本政府委員 ただいま実施しております調査を含めまして、今後の水位低下に伴います調査の継続、そういったものの結果を待つて判断しなければなりません、相当の対策が必要であらうかと思っておりますので、そういった調査の結果から、いつごろまでということとはこれから推定してまいりたいと思っております。

○井上(泉)委員 私は前段申し上げましたように、ダムができたことによって関係住民が恩恵を受けるというよりか、むしろ被害を受ける方が多いという印象、それはもつともなことだと思っております。ダムをつくることによって何千年と続いてきた川の流れを変化させることですから、大自然の破壊につながることで、これは大変なことだと思われ、そういう自然破壊に対応するだけの対策が講ぜられて、初めてダムの効用というものが完全に発揮されるわけです。

同じ高知県で早明浦ダムという、これは水資源公園の管理下にあるということであり、これが数年前にダムの水が山を通って、樺山というダムのそばの山肌を抜いて水が吹き出てきておる、こういうことで地元が大騒ぎをして、そして

地元の人たちは一週間も退避をし、そして建設省も大騒ぎをして調査をしたことがあるわけですが、その結果はダムによる吹き出しの水ではない、いわゆる地下水が逆流した、地下水が反対に上へ上がってきたという素人ではわからぬ理屈をつけて、それに対する措置を講じてこれがおさまった、こういうことになっておるわけですね。

ところが、このときにも非常に問題になって、たまたまいまのこの法案を審議するとき、五年前ですが、そのときに私もダム周辺の治山というもののついて万全を期すべきであるということをしていふん主張したわけでありまして、そのときにはやりますやりますという話であつたわけでありまして、ところが、その後の状態を見ると見るべきものが何もないわけで、早明浦のダムをつくったことによつて、きのうも同僚の井上普方君に吉野はどうかと言つと、吉野はこうこうで大変なことだ、それなら結局ダムをつくつてもうけたのはどうか、こう言つと、香川県がもうけたの、こういう話をしたわけですね。香川県も日本国のおちですからそれはそれとして結構でありますけれども、しかしそのダムによつてもたらされるあるいは予想される被害というものを対して防災措置を講じ、治山工事をやるということとはやはり先決的なことではないか。きのうも土佐町の町長がやつてきて、この早明浦ダムの周辺に非常に危険な地域がある、その地域に対して防災の工事をよく言うけれどもなかなかやつてくれない。古味地区とか南川地区とかというところ、特に南川地区なんかは人家もあるし学校もあるし、非常に崩壊をする危険性もあるということを再三訴えておるし、そして当局も認めておるけれども、これに対する防災工事というものは、遅々として進まないのではない、やろうとしない、こういう話であるわけですが、これは一体どうでしょう。

○川本政府委員 ただいま御指摘の南川とか古味とかいう地域につきまして、防災対策は水資源開発公園の方で実施することとしておりますので、公園の方から御説明をさせていただきます。

○永岡参考人 お答えいたします。

いま先生お話しがあつた南川地区あるいは古味地区につきましては、当公園が建設中からいろいろ注意をしましてまいつたところでございます。ダムの完成いたしました後も、つまり五十年以降もいろいろ対策あるいは周辺のさらに危険なところの予防的な処置ということで、民家の移転などを行ったのでございます。

御指摘の南川地区につきましては、瀬戸川筋の川井地区で、公園におきましては河川浸食防止のための布網かごによりまして護岸工を五十一年から五十三年まで施行いたしまして、河床の変化に対してなじみのよい布網かごによる施行を行つてまいっております。この件については地元の方にもいろいろ御説明して行つたものでございます。

それから古味の地区でございますが、ここは実は貯水池の水面から約五十メートル高い部分のお話かと存じますが、その下に県道などがあるわけでございますが、現在のところ直接いろいろの地すべり等の影響が出てくるということは見受けられません。したがって、以上の地域につきましては、特に地すべりについて私どもの方もその動きあるいは微候などの監視をいままでもやつておりますが、今後さらに続けていきたいと考えております。

以上であります。

○井上(泉)委員 その監視、調査、これはもう結構でありますけれども、現実には地すべり地域であるということで、防災工事が必要であるというところは指摘をされておるところであるし、それがあの問題が起つてからもう六年になるわけですから、調査調査のうちこの災害が起つたらどうするけれども、現在まだ何もやらないうこと、これは調査調査のうちこの災害が起つたらどうするの、こういうことを言わざるを得ないわけですね、あのときは吉野川は全部水が汚れてなかなか戻らない。そうすると、ダム管理について、ダムの水の操作については、ダムの水によつてこの吉野川というきれいな川が汚されておることに対して、これはダムの放流状態を改良するとかいう

いろいろやつて吉野川の水をきれいに戻します、こういう話でもあつたわけでありまして、そういうふうな現実の姿に対して何も対応してきてないというのが水資源公園の管理である早明浦ダムの実態ではないか、こう思ふわけです。

そこで、新総裁が来ておる。巷間いろいろわさをされて評判になつた総裁であります、かなり意欲的に取り組んでおるんじゃないか、こう私は思ふわけで、その意欲的に取り組んでおるといふ姿勢を示すためにも、この早明浦ダムによつて吉野川が汚され、さらにダムの周辺の防災工事がこんなに立ちおくれしておることに対して、公園総裁としてはどうお考えになつてこれに対応されようとしておるのか、公園総裁のひとつ所信表明を承りたいと思ひます。

○望月参考人 私五月一日付で水資源開発公園総裁を仰せつかりました望月でございます。今後ともひとつどうか御指導のほどをお願いしたいと思ひます。

早明浦ダムは、御存じのとおり私も昔から関係しておるわけでございますが、四国におきまして水資源開発の根幹施設であるというふうな認識しておるわけでございます。もしこれがうまくいかなかったならば四国全体の水資源開発に欠陥が生ずる、こういうふうなことを感じておる次第でございます。今後の一生懸命に、管理につきましましては万全の措置をとつていかなければならないと深く考えておる次第でございます。

○井上(泉)委員 そのお考えがあれば、実際のいわゆる行動にあつてはこそ初めてそのお考えが真実であるということが実証されるわけですから、私はそういう点について事態の推移をしばらく眺めながら、この防災工事をいつどういうふうにしてやるのか、そういう計画というものをやはりお示しになつていただくことができるのはいいところであるのか、これは担当の永岡理事からお答え願ひたい。

○永岡参考人 先生の御指摘のいまのお話でございますが、いつごろかということでございます。

れども、私も地すべりその他のダム周辺の問題というの、先ほど申し上げましたように非常に慎重に、いろいろ技術的な問題等について調査結果などから判断していかなければなりませんので、関係機関ともよく御相談しましてできるだけ早く先生の御趣旨に沿うよう努力したい、かように考えます。

○井上(泉)委員　そこで、ダムは水資源の管理のダムもあるし、建設省の管理のダムもあるし、また、高知県には電管管理のダムもあるわけで、これも非常に問題があるわけです。このダムの安全管理という点について、これは与えられた時間がないので私はここで一つ一つの具体的な事例をとらえて問題を明らかにし、対策を迫るというわけにはまいらないわけですが、大渡ダムについてはいまの河川局長の答弁を信頼して、どういふような対策が講ぜられるのか、それで速やかにこの地域住民を安心させ、ダムの効用が一日も早く発揮されるような段階になることを期待するわけでありますが、こういう大渡ダムにしても早明浦ダムにしても、地域住民にとっては非常に危険感というものがあられるわけです。だから、私はこの際水資源のダムであろうが電管のダムであろうが建設省の直轄ダムであろうが、日本国じゅう至るところにこういうものがあると思う。そういう点について、建設省はこの際ダムの総点検をやられて、ダムの安全性とダムの効用が十二分に発揮できるような、ひとつそういうダム白書のような調査をされたらどうかと思うわけですが、これは政務次官、大臣にかわってはっきりと御答弁願いたいと思います。

○村岡政府委員　井上先生にお答えを申し上げます。ダムの安全性につきましては、その構造物の重要性と効用の大きさにかんがみまして、河川管理者としてこれまでも十分に留意してまいったところであり、今後とも安全性の確保を図る施策の検討等、一層努力をしてみたいという考えでございます。

○井上(泉)委員　最後に河川局長、大渡のダムをこらんなったことがあるのかというところは御無礼に当たらないかもしれませんが、大渡ダムの現在の状況というものを实地に承知をしておるのですか。

○川本政府委員　残念ながら、まだ大渡ダムの現場は見たことがございません。ただ、四国地建あるいは大渡ダムの工事事務所を通じて、日々の情報は詳細に承知しておるつもりでございます。

○井上(泉)委員　何も事大主義ではないけれども、これは前の治水課長の地建の井上局長も非常に熱心に取り組んで対応していただいておりますのでありますが、一回河川局長として大渡ダムと早明浦ダムの周辺のそういう状況というものを、点検の意味で、一遍も見てないと言ったら、六百億も七百億もかけたダムの工事のなにかから、これは早急に調査をされて現地の担当者に鼓舞激励を与えていただきたい、かように思うわけですが、どうでしょう。

○川本政府委員　ただいまの御意見非常に身にしてみただけでございますが、調査の経過あるいはその内容につきましては現地におきましても十分な技術力を持った技術者が対応しておりますので、それを信頼しておりますけれども、現地のそういった実情をつぶさに見せていただくというチャンスは、今後国会が終了いたしましたならばできてるのではないかと思いますし、また、そういうチャンスをつくるように努力したいと思っております。

○井上(泉)委員　国会が終了したといえどもすぐですけれども、会期延長という話があると二月も先になる。そうすると、ダムの百七十七メートルまで下げた時点というにはまだ二月あるわけですから、そういうダムのごうした崩壊の原因究明の決め手になる水を下げた時点までは、これは国会の会期いかんにかかわらず、土曜日に行つて日曜もできるわけだから、これはあなたひとつ若いから活動力を発揮してもらいたいと思いますが、どう

でしょう。

○川本政府委員　先生の御趣旨に沿うように努力いたします。

○井上(泉)委員　時間が参りましたので、終わります。

○村岡委員長　これにて井上泉君の質疑は終了いたしました。

次に、小野信一君。

○小野委員　大臣の所見を伺うつもりでやったのですけれども、欠席でございますので政務次官にかわつて所見をお伺いいたします。

文部省検定の光村図書出版株式会社、中学一年国語に「日本を考へる」という項が出ております。

その中に「川と人間」という項目がありまして、伊藤和明さんという人がこういうものを書いております。いろいろ書いた後で、結論として「大昔から人間は、一方では川を利用するとともに、他方では川を治める努力を怠らなかつた。しかし、現代の人間は、目先の利益にとらわれて、川本来の性質を無視してきたのではないだろうか。その結果、予想もしなかつたような災害が人間自身に降りかかつてきている。人間が水害の種をまいて

いるといつてもいいだろう。人間にとつて、川とは何か、自然とは何か、ということ、わたしたちは、今改めて考え直してみる必要があるのではないだろうか。自然の中で人間が生き続けているのかどうかは、自然と人間とのつり合いをどのようにとらえ、どこに調和点を見いだすか、ということにかかつていられるのである。」という結論を出しております。私はこの文を読みまして、現在の国土建設計画あるいは治水事業に大きな問題提起をしておるのじゃないか、あるいは鋭い批判をしておるのではないだろうか、こういう気がいたします。

そこで、こういう人が考える自然と人間の調和点、あるいは実際国土建設の現場に当たつておる建設省を中心とした人々の考える自然と人間の調和点というのは違ふのではないだろうか、差があるのではないだろうか、こういう気がしてな

らないわけですね。改めて、具体的に治水事業を進める際に人間と自然との調和点とは、理論上はどういうことが調和というのか、具体的に仕事をする場合にはどういう配慮をして仕事にかかるとか、その辺の考え方をまずお聞きしたいと思ひます。

○村岡政府委員　小野先生にお答え申し上げます。

理念の上で大変重要な課題であらうかと思ひます。人間と自然との調和ということには非常に大切なことであります。特にわが国のように狭い国土に非常に高密度な人口を抱えております、また資産の集積が進んでる国においては、その重要性は特に大きなものがあると考えております。また、わが国は地形的には大変急峻でありまして、また梅雨、台風により洪水が生じやすいといううような自然的諸条件にあることは御承知のとおりでございます。それに加えて河川がはんらんする地域、これは国土のほんの一割程度の面積にすぎないのでございますが、この平野部に全人口の五割あるいは全資産の七割が集中いたしまして、なおこの地域にふえる傾向にあることを考えますと、自然の脅威から人と国土を守るための治水事業の重要性はきわめて大きなものがありまして、そういう考え方でもたいへんいろいろやっております。

また、歴史的に見てまいりますと、河川の周りに文明は栄えておりました、また水を治める者は国を治めるとも言われております。まさに河川そのものは自然と人間との接点とも言うべき存在でありまして、自然の脅威、自然の恵みを含めて、いかにうまく自然との調和を図るかが治水の課題であらう。建設省といたしまして、いまの意を体しまして、そういう考え方でも治水をやつてまいりたい、こう考えております。

○小野委員　局長にお尋ねしますけれども、治水事業を通じて自然と人間が調和するというのはどういふことを言うのでしょうか。たとえば水の生態系を崩してはならない、こういうことを前提にし

て自然と人間の調和と言うならば、日本の治水事業というのは非常にむずかしいことになるだろう。生態系を一切崩してはならないとするならば、防災工事というものは非常に進めにくくなる。しかし、生態系を崩してしまおうと思わぬところに大災害が発生する、こういう悪循環というか、人間と自然とのイタチごっこが始まる。そういう場合に、具体的に治水工事をする場合にどの程度まで自然を破壊することを許されるか考えるのか、またはどんな条件のもとでもどうということこれは破つてはならない、崩してはならない、こう考えておられるのか、その辺局長いかが御意見をもちいかお聞かせいただきたいと思ひます。

○川本府委員 わが国の宿命的な自然条件といひますか、あるいは社会的条件、そういうことから治水の重要性というものは、たゞいま政務次官がお述べになったとおりだと私も思つております。そういうことからいいますと、水というものは人間に恵みをもたらしますと同時に、逆に言いますと、あるときは洪水や土石流となつて人間に襲いかかつて大變な災害を起こすということでございます。わが国のようにもとも昔から特に水と深いかわりを持つて発展してきた国におきましては、やはり水を治めることは国家としてのきわめて重要な根幹的な課題であるというふうには考へております。河川といひますものは、そういう意味では水というものを通じましてまさに自然と人間との接点に当たる存在でございます。河川の機能を十分に生かした整備が必要と考へております。

ただいま水の生態系云々というお話もございましたけれども、そういうことから考へますと、河川の機能には三つの点があると私は考へております。一つは、先ほど来申し上げておりますように、何と言ひましても国土を災害から守らなければいけません。そういうことができて初めて国の繁栄、発展が出てくるわけでございますので、そういう洪水を安全に流下させるという治水機能は、まずございます。二番目には、水の恩恵を生か

すということもございまして、やはり人間生活に一番根幹的に必要であるのはもちろん飲み水でございます。それから、そういう命の水のほかに、工業用水なり農業用水なり、そういう産業のための水を供給する利水の機能がございまして、三番目に、人間と水との接点に、一番人間に心の安らぎ、潤いを与えます環境保全の機能があるわけだと思つております。われわれといたしましては自然に対して謙虚な姿勢は保ちつつも、この三つの機能の調和を図ることが最も肝要なことだと思つておりました。そういう観点から河川の整備あるいは管理、そういうものを進めていかなければならない、そう思つておるところでございます。

○小野委員 理論的に自然と人間の調和点、こ

ういふものに対する合意点といひますか、国民とあるいは皆さんとの合意点が煮詰まっていらないように私はいまの答弁から聞きました。そこで、具体的にお尋ねしますけれども、国土建設の現状を資料から見ますと、昭和二十一年から五十四年までで水害被害総額が約十八兆円、明治十一年から五十四年までで二十二兆円ぐらゐになるのじゃないか、こう書かれております。その水害、治水対策を中心とした国の政策として、昭和三十五年から前期五カ年計画、後期五カ年計画、第五次まで六回の計画が立てられております。したがつて、莫大な予算も投下され、治水事業も実行されておるのですけれども、国民が考へたように治水が整備されない、思わぬところで大災害が生まれる、どこかに問題点があるんじゃないだろうか、こういう不安を持っております。そこで、第五次までの六回の計画を反省し、総括する中で第六次をつくる際にどのような集約がなされて、その欠点なり問題点がどんな形で第六次計画の中に反映されておられるのか、その集約といひますか総括といふものが行われておるとすれば、その点の御説明をお願いしたい、こう思ひます。

○川本府委員 お答えいたします。治水事業を計画的に推進してまいりましたのは、昭和三十五年に制定されました治山治水緊急

措置法と、それに基づいて、先生おっしゃいました第一次から第五次までの五カ年計画の実施といたつたところによるところが大きいと考へておるわけでございます。治水事業は、その一次から五次までの五カ年計画に基づいて進めてきたところでございますが、第六次の五カ年計画の策定を控へた今日でもなお多くの課題を抱えておると思つております。

一つは、昭和三十年代後半から、わが国の高度成長に伴ひまして都市化が進展してまいりました。そういうことによりまして、都市河川問題が顕在化してきたというところでございます。昭和四十年に策定されました第二次の五カ年計画におきまして、急速に発展する市街地及びその周辺地域における河川、こういったものにつきましても重点的に事業を促進する河川としてすでに位置づけをしております。以来、都市河川対策を重点的に実施してまいりましたけれども、いままも都市水害が頻発しております。昭和五十六年度末の都市河川の整備率は、時間雨量五十ミリ対応という暫定目標に対しても三八%となお低い水準にございます。このために、今回の新五カ年におきましても、総合治水対策を初めいたしました。その重点的実施を図つてまいりたい。

それから第二番目に、都市河川以外の中小河川についても水害が頻発しております。その対策が必要でございますが、都市河川以外の一般の中小河川の整備率ということを示しますとわずかに一五%でございます。第三次の五カ年計画以降におきまして、補助事業の事業費が直轄事業のそれを上回つてまいりました。そういうことからおわかりいただけますように、いわゆる補助事業といひますか、中小河川対策を重点的に実施してきたところでございまして、今回の第六次におきましても、そういう重点執行、効率的執行を図つてまいりたいと思ひます。

それから第三番目には、昨年も長野県の須坂市で土石流が発生いたしました。一挙に十名の方が亡くなるというような悲惨な災害がございま

た。こういう土石流の発生する危険渓流が全国で約六万二千三百溪流という膨大な数あるわけでございまして、その整備水準もやはり一四%程度でございました。新五カ年計画におきましては、こういう整備水準の低さから、土石流の危険渓流の公表あるいはその警戒、避難体制の整備、そういった面も含めまして、重点的に実施を図つていきたい。

それから四番目は、昨年、北海道の石狩川という日本でも有数の大河川が水害を受けました。そういう大河川のはんらんもいまだ頻発しております。大河川につきましても、整備率を申し上げますと、戦後最大洪水に対応するための整備率というものが五八%である、こういったことからいいますと、全国的にも重要な河川、たとえば利根川とか淀川、そういった流域に膨大な人口、資産を抱えております河川の整備、これが大事であると思ひます。

それから第五番目には、水資源の開発ということでございますけれども、都市への人口の集中に伴ひまして都市用水の需要の増大ということがございまして、昭和五十三年には福岡の大湯水という事件がございました。そういうことから考へられますように、需要と供給のギャップがまだあります。こういったことから、新五カ年においても水資源開発も重点的に考へていかなければならぬ。

治水事業は、そういういろいろな観点がございますけれども、いずれも長期的な視野に立ちまして計画的に推進していかねばならない事業であるということもございまして、現在までもその推進には大変努力をしてきたつもりでございますけれども、第六次五カ年計画を策定させていただきました。これをまた一つの契機といたしまして、今後それを一層強力に進めるための努力を払つてまいりたい、そう思つております。

○小野委員 第五次五カ年計画まで約十五、六兆円の投資がなされております。そこで、何が問題点なのかということ、これら

の莫大な投資を行ってなおかつ何が問題になったのかということをごとつて拾ってみますと、一つは、水循環システムが機能変化したのではないだろうか。それは山地の崩壊で具体的に示されております。それから土砂の流出が出てまいりました。それから下流の水質汚濁が出てまいりました。第三には、中小河川の洪水被害が以前に増して大きくなりました。それから水需要が非常に逼迫してまいりました。五つ目に、川が直線化されることによりいろいろな問題が派生しているのじゃないだろうか。私はこういう問題点が第五次五カ年計画の中で指摘をされておると思います。したがって、五次計画までに発生した、現在持つておるこれらの問題点の要因なり欠点を六次計画の中では正する方向が示されなければならないのじゃないだろうか、こういう気がして質問しているのですけれども、そういう反省というものが六次計画の中に盛り込まれておるのかどうか、いかがなものですか。

○川本政府委員 ただいま先生から数々の御指摘がございましたけれども、そのいずれもが治水施設整備水準がまだ低いということがやはり根本的な原因であらうかと私は思います。先ほど申し上げたような大河川あるいは中小河川、都市河川あるいは防砂施設、そういったものの整備水準がまだそれぞれ低い数字で終始してきているところでございますので、できるだけ第六次の五カ年計画ではそういった整備水準を上げるという努力をしていかなければいけない。また、重要河川あるいは中小河川、土砂流あるいは水資源開発、御指摘のありましたそういった各点の重要対策といったものを第六次の重点として私どももいたしましては考えてやっております。ご意見として、いま先生の御っしゃったそういう問題点をさらに重点の柱として考えてまいりたいと思っております。

○小野委員 昭和二十一年から五十五年までの被害被害状況を見ますと、死者、行方不明、建物全壊、流失、半壊、床上浸水、床下浸水、田畑の流失、埋没、浸水、これらはいずれも治水計画の進捗とともに減少いたしております。問題は、被害総額が昭和二十一年から比較いたしましたとしてもそれほど変化がない。私は、ここにいまままでの治水計画の一つの問題点がありはしないだろうかという気がいたします。もちろん流域に人口が密集する、資産が増加する、こういう形から被害総額が減少しないということになっておるとすれば、それに対する対策が十分立てられなければならないのだから、こう考えるわけですが、その点はいかがなものだろうか。局長の考えをお聞きしておきます。

○川本政府委員 戦後の昭和二十一年から昭和五十五年までの被害被害額、先ほど先生おっしゃいましたが、五十年価格で申し上げますと、十八兆九千億円という膨大な額に上っておりますが、その間の治水の投資額というものを拾ってみますと、それをやや下回る十七兆九千億円というふうな低い水準で終わっております。ご意見でございます。ただ、昭和三十五年からスタートいたしましたこの五カ年計画、第一次から第五次まで、こういったものの推移によりまして、昭和三十五年以降の被害被害額と治水投資額を比較いたしますと、同じ五十年価格におきまして、被害被害額は八兆五千億円、それに対して、治水投資額は十六兆一千億円と、約倍ぐらいの治水投資ができておるといふことをご意見として、やはり三十五年以降のいわゆる五カ年計画がスタートして以後の計画的な治水整備の向上というものは相当のものがあつたのではないかと、そういうふうにご意見しております。第六次の五カ年計画におきましても、十一兆二千億円という総投資規模、これの達成というものをに対して、私どもが一番の努力をすべきであるし、また、私自身もいたしましてそれに向かつて邁進してまいりたい、そう思っております。ご意見です。

○小野委員 莫大な投資を行って堤防を建設する。治水事業を進展させる。しかし、これだけの莫大な予算を投下して、なおかつ、回数ばかりは少なくなつておりますけれども、大被害が何年かに一遍は起こっている。それを永久に、千年単位の豪雨にも一万年単位の豪雨に対しても被害がないようにするということが不可能に近い事業だ。したがって、予算からくる計画ではなくて、建設省は、いまだどういふ程度の治水事業を行うか、具体的には堤防をどういふ年数の豪雨に耐えられるようなものにつくる、こういう技術的な水準が私に示される必要があるのじゃないだろうか。そういう技術的な建設省の考える治水事業の水準とはどんなものなのか、それに対して、その水準が完成するのは何年程度を目途として計画を立てておるのか。もちろん現在の予算からしますと、新経済社会七カ年計画から、公共投資百九十九兆円を七カ年で、七で割ってそれが投資される、こういう形で事業が規制されるのは十分わかりますが、私どもは、建設省の立場からいけば、そういう計画だけではなくて、この水準に対してこれを何年間で見守るという技術的な裏づけがそれに伴わない限り意味がないのじゃないのか。これは永久に堤防を高くするわけにはいかないものですから、その辺の二つの計画の調整といひますか、整合性というものは当然行われておるものだろうかと思ふ。

そこで、現在建設省が考えておる河川治水事業の最高レベルとはどういふ水準を指しておるのか、その点を説明願いたいと思ふ。

○川本政府委員 私ども、いわゆる河川の治水水準、そういったものの超長期の目標というものはまず持つておきまして、これは、たとえば直轄河川で申し上げますと、一級水系で申し上げますと、河川法の第十六条に規定しております工事実施の基本計画、こういったものを定めておきまして、そういった大河川について申し上げますと、おおむね百年に一回ないしは二百年に一回、こういった程度の確率で生じます洪水に対して安全なようにというふうにご意見しております。

それから、中小河川につきましては、一般的には時間雨量六十五ミリの雨に対応できるということとを一つの目標にしておりますが、その中でも都市河川は、先ほど来お話ございましたように、やはり最近都市河川の水害が頻発しております。都市河川の流域にやはり人口、資産が集中しており、一たん水が出ますと被害が大きいということからややランクを上げてまして、時間雨量八十ミリ、こういったものに対して安全なような目標というものを掲げております。

ただ、これにつきまして、こういった目標に対してはなかなか大変なお金がかかるわけでございますので、暫定目標といたしまして、大河川については昭和二十年以降、いわゆる戦後に起こりました最大の洪水を対象といたしまして、また、中小河川につきましては時間雨量五十ミリといった規模の降雨に安全なようにということを対象にいたしまして整備を進めたい、そう思っております。ところでございまして、そういった大河川の戦後最大洪水、これに対しては昭和七十年ぐらいには概成を図りたい。また、中小河川の五十ミリの降雨対象の改修につきましては、都市河川においては昭和七十年で概成をしたい。一般河川はやはりややそれよりはおくれまして、昭和七十年時点では約三〇％ぐらいの完成を目標にしたい。そういったことをまず頭に置きまして、今回の第六次の五カ年計画を十一兆二千億円という総投資規模を策定させていただいたところでございます。

○小野委員 戦後最大の大洪水あるいは雨量といひますと、多分私が中学の二年ごろのキャサリン、アイオン台風じゃないかと思ふ。それから、五十ミリといひますとこれまた莫大な雨量でありますけれども、それを昭和七十年までに概成させる、こういう答弁でありました。

そこで現在の予算額、これは御存じのように新経済社会七カ年計画の中で二百四十兆円が公共投資として予定されておったものが、百九十兆円に圧縮されました。今後この経済計画もますます縮小されるのではないかと、こういう心配が出ております。そこで、新経済社会七カ年計画の長期計画と治水計画としての五カ年計画と単年度のこしとの

治水予算と、三者はどんな形になつておるのか、バランスがどのような割合になつておるのか。七カ年計画は確かにりつぱにでき、五カ年計画もできるけれども、単年度の予算がそれらの中長期予算計画とは全然別個な数字で予算化されておるとすれば、これらの計画は絵にかいたもちになりません。したがって、それらの実態を説明したいと思ひます。昭和七十年までに百年ないし二百年の治水に対応できるような治水事業が実現される見通しがあるのかどうか、御説明願ひたいと思ひます。

○川本政府委員 今回の第六次治水事業の五カ年計画の概観といたしまして新経済社会七カ年計画とこの間があるわけでございまして、新経済社会七カ年計画は昭和六十年年度までに公共投資額二百四十兆円を投資するというところでスタートしたわけでございまして、五十五年の暮れ並びに五十六年の暮れにフォローアップが行われまして、五十四年から六十二年の前年まで、八年半の間にその二百四十兆円を投資するということになりました。これに対応いたします治水部分の投資額は十四兆二千億円であつたわけでございまして、これを八年半の間に投資する、そういうことで、五十七年度以降は一定の年平均伸び率で達成する場合の六十一年度までの投資額は十一兆二千億であるというわけですが、いわゆる新経済社会七カ年計画のフォローアップとの整合を図つて設定したわけでございまして、新五カ年計画につきましては、昭和七十年年度までに、先ほど申し上げたような大河川を戦後最大洪水におおむね対応する、あるいは都市河川については時間雨量五十ミリの降雨に対応するとか、そういったことを長期目標といたしましてその実施を図つてまいりたいと思つておるわけでございまして、単年度の予算の関係という御指摘がございましたが、前年の予算につきましても、中期目標でございましてこの五カ年計画を達成するために必要な予算を確保することが不可欠でございますが、財政事情はきわめて厳しくございまして、治水事業の重要性、緊急性にかんがみまして、あらゆる機会を通じてその確保に全力をふるつてまいらなければならぬと思つております。

しかし、五十七年度の治水事業予算の伸びが百分之五ございました。五カ年計画の年平均伸び率は、五十六年度ベースでいきますと九・四％になつております。それに比べますとこの予算は確かに伸びが低うございますが、しかし、治水事業が非常に基本的な根幹の事業であるということから考えまして、今年はずに事業の前倒し発注も行われておるところでございまして、そういったことも、あらゆる機会をつかまえて、その達成に對して努力していかねばいけないと思つております。

○小野委員 これから残された三年間の増加率も一三％以上なければ達成できない、こういう背景が明らかになつておりますので、局長とすればその辺の答弁しかできないと思ひますし、私の方も一層の努力を願ひたいと要望する以外に言葉がありませんので、一層の御奮闘をお願いしておきます。

問題は長期計画ですが、長期計画を見ますと、わが国の経済計画は、最初は昭和三十一年、鳩山内閣のときの経済自立五カ年計画から大平内閣の新経済社会七カ年計画まで九回つくられておるようです。しかし、一つとして満了した計画がない。したがって、いつても五カ年計画は縮小した形で仕事をさせられるという形になつておるうちに私は思われるのです。

そこで、長期計画というのは果たして必要があるのだろうか。むしろいま建設省の河川局が持つておるうちに、昭和七十年代に戦後最大の治水、台風被害に對処するような治水事業を何年間で行う、これに對して年次割りした予算をいただく方がよほど実質的ではないかと私は思ひますし、国民の方もその方を信ずるのではないのか。いつ長期計画を立てましても期間が縮小され、予算は縮小されるという形にしかならないわけでは、長期計画に對する、経済計画に對する不信が国民の中に非常に大きくあるのですけれども、実際に担当しておる皆さんとすれば、やはり経済計画がなければ皆さんの事業というのは進展しないのかどうか。むしろ国民の方を混乱させるだけじゃないのかという要素も非常に多いのじゃないかと私は感ずるのであります。その辺、現場におつてどうお考えになり、どう感じておられますか。

○川本政府委員 長期計画あるいは経済計画はいままでに何度か改定がされておりますが、これは国全体の中の公共投資の配分が決定されておるところでございまして、私も治水事業につきましまして、その中でできるだけ大きなシェアを確保するようにいまでも努力してきたところでございまして、二百四十兆円の中で十四兆二千億円ということになりました。五・九二％ぐらいになろうかと思ひますけれども、そういった中で、たとえば交通問題あるいは農業基盤整備、いろいろな各種の公共投資の中で、治水はどの程度の位置づけがなされるべきかというのを決めておるのが経済計画であらうかと思つております。

そういったことから治水五カ年計画が、毎次の五カ年計画が策定されてきておるところでございまして、第五次の五カ年計画におきましても、そういった観点から策定されておつたわけでございまして、七兆六千三百億円の第五次の五カ年計画の中で治水事業の本体が五兆八千億円でございまして、五カ年計画につきましては名目では一〇〇％達成できておるというところでもございまして、第六次の五カ年計画におきましてもそういったことになるように努力していかねばならないと思ひますし、また、経済計画あるいは長期計画、今度国全体としてのそういった計画がいろいろとこれからも議論されることもあらうかと思ひますけれども、その中の治水投資といったものは十分な額を確保するように努力していきたいと思つております。

○小野委員 建設白書の中でこういう書き方をしております。「治水施設の整備を図り、河川の安全度を高めることが急務となつてゐるが、市街地における河道の拡張、堤防の嵩上げ等の実施については、用地取得上の困難があり、さらに多大の予算と時間を必要とするため、流域の開発の速度に對照させて遅滞なく治水施設を整備することは困難な状況にある。」したがって、水害なり災害に對しては緊急対策を早急に立てておく必要がある、こういう指摘がありますけれども、七十年までに戦後最大の治水に對する治水事業が完成しない間、どのような緊急対策を建設省としてはお持ちなのか、その点の説明を願ひたいと思ひます。

○川本政府委員 確かに治水の整備目標を定め、それに対して水準を上げるように年々努力をしておるところでございましてけれども、特に都市部におきましては、資産の集中、あるいは人口の集中といったことから、年々都市河川による被害というものが発生しておるところでございまして、そういった都市河川対策の緊急的な対応ということも必要でございまして、当然のことながら治水整備、河川改修、そういったものを進めなければいけないことは当然でございまして、都市河川の対策といたしまして、やはりその中で住民の方々に治水の整備の現況を十分認識していただくということも必要かというところで、特に都市化の進展の著しい河川につきましては、総合治水対策ということも現在実施しているところでもございます。そういった総合治水対策と申し上げるものは、片方でわれわれのサイドから申し上げますと、いわゆる治水事業費を十分確保いたしまして、できるだけその促進を図つていく、それをおおむね十年ぐらゐを目標にいたしまして計画的に推進を図つていく、集中的に投資をしていくということが一つございまして、また、流域の持つております治水機能、遊水機能、そういったものをできるだけ確保しておきたい、そういった対策といたしまして、もちろん治水事業の中でも遊水地、雨水貯留池、そういったもののいわゆる

流域貯留といったものに重点を置いた改修計画を立ててやりますし、また、それ以外に流域の中でたとえば公園を遊水地に一時使うとかというふうなことも含めまして、一つの例でございますが、そういったものも含めまして流域の貯留を確保していきたいということをもその総合治水対策の中で実施しておるところでございます。また、あるいはその流域のはんらんの実績、そういったものを公表いたしまして、住民の方々にそういった過去の実績を知っていただいて、いわゆる治水に対する認識を深めていただくということをやっておるといふようなことを含めまして、流域の河川のサイドの担当者だけではなくて、その流域の土地の利用者、開発者、そういった立場の方々も含めた、市町村全体を含めました流域の協議会というものをつくって、その中でコンセンサスを得ながらそういった総合的な対策を進めていくということを現在実施しておるところでございます。

○小野委員 昭和二十二年の戦後最大の台風の水害、これに対応した治水工事ということになっておりますけれども、昭和二十年以降の河川工事あるいは水かさが増す条件を考えてみますと、道路が舗装されておる、それから遊水地が非常に少なくなつておる、それから減反政策が大幅に実行されておる。資料を見ますと、少なくとも一ヘクタール一トンの保水能力を田が持つておつた、これが百万ヘクタール、二百万ヘクタールと減反政策によつて消滅することによつて、河川に一気にそれらが出てくる。そういう河川に集中する、少なくとも遊水機能が消滅することによつて出てくる条件が重なつておるわけですから、同じ雨量が降つたとしても、戦後最大の水害よりもまたより水かさが増すだろうと考えるのですけれども、それらは十分建設省の考える治水対策の中には加味されて計画されておるのですか。もしないとすればやはりそれらは十分配慮していただかなければならないと考えるのですが、どうです。

○川本政府委員 お答えいたします。流域のそういった浸透作用といえますか、あるいは貯留作用、そういったものが都市化の進展あるいは流域の開発とともにだんだんと失われていつておるといふことも事実でございますが、ただいまその一つの例として減反による遊水機能といふことを御指摘になりましたけれども、従来、水田であればその水田の有しておりましたそういった機能が失われまして、洪水の流出量が増大してくるということが確かに現象としてあらわれてきたわけでございます。このようにな川につきましては、その実態が明らかにな河川につきましては、当然のことではございますが河川改修計画の中にそういった流域の変化といったものを予測いたしまして、それに対応する計画を立てておるといふのが実態でございますが、緊急的には河川の整備が進むまでの間といふようなことで、たとえば農地からのポンプ排水を河川の洪水のピークのときにはとめていただくとか、川の中へポンプで水を入れる、そういったものの対応を臨機に考えていただくといったようなこともやっておるところでございます。基本的には先生御指摘のようになことにつきましては、河川改修計画の中に取り入れて、現在、治水整備を進めておるところでございます。

○小野委員 次に、水需要対策についてお尋ねしますけれども、政府の長期計画の水需要を見ますと、昭和六十年の必要量は、工業用水三百四十二億トン、生活用水二百四十四億トン、計五百八十六億トンとなっております。ところが、五十年一五十四年の水需要量を比較してみますと横ばい状態だ。六十年の水需要目標量と比較すると非常に大きな乖離が出てまいりまして、もちろん水需要が減るわけじゃありませんから多目につくつておくことは必要だとしても、六十年の計画に対応した水計画が、それに見合った投資を行う緊急性がいふあるのかどうか、より大きな緊急性のある方に投資する方がいいのじやないかという議論は当然出てまいりますけれども、いま国土庁の方は、六十年の水需要予想量、これをどのように計算、

把握しており、それに対応する計画を改める考えがあるのか、いや改める必要がなく最初のとおり実行する、こういう計画なのか、現状と将来に対する計画をお尋ねいたします。

○高秀政府委員 お答えいたします。

まず最初に水需要の現状について御説明を申し上げます。私も手元に現在、昭和五十四年までの確定値を持つておりますので、最近ということと五十年から五十四年までの実績を申し上げますと、家庭用水と都市活動用水を足して生活用水といふふうに言っておりますが、この分につきましては、給水人口が年平均伸び率でこの五十年に約一・八八％伸びております。水の方は年総量において三・五％、五十年から五十四年までふえておりまして、五十四年現在で年間百十億トンということになっております。

それから工業用水につきましては、工業出荷額が同じ五十年から五十四年の年平均で七・一％増加いたしております。工業用水の淡水の使用水量としては年平均伸び率が三・六％、五十四年の年間で五百五十九億トンということになっておりますが、淡水の補給水量で見まいりますと、回収率の向上であるとか水使用の合理化の進展、産業構造の変化といふようなものを反映いたしまして、年平均伸び率で二・二％の減少ということになっております。

これらによりまして、都市用水全体としては先生いとお話のように、年総量において五十年以降はほぼ横ばいの傾向にあります。しかし、東京都であるとか大阪府、大阪市等、主要な水道事業体のその日最大給水量というふうなもので、五十六年は五十五年に比しますと五％ないし七％の伸びを示しております。水の使用形態が変わつてきたのか、現在検討をいたしておりますけれども、だんだん夏の最大の使用水量がふえてきていくということが実態でございます。

それから、今後の私どもの考え方ですが、生活用水については水使用の合理化の進展が見込まれますけれども、総人口の増加であるとか水道普及

率の向上、生活水準の向上、水需要の増加が見込まれるのではなからうか。さらには、いま申し上げましたような夏の最大の給水量がふえるのではなからうか。工業用水につきましては、回収率の向上など水使用の合理化につきましては限界傾向が見られます。今後の産業発展等に伴つて水需要の増加が見込まれるのではなからうか。また、農業用水につきましても、いまお話ししたような水田面積の減少であるとか、農業用水合理化事業の実施等による需要の減少が見込まれますけれども、反面、畑地灌漑施設の整備であるとか畜産用水の増加によつて全体的にはふえていくのではなからうかといふふうに考えております。

〔委員長退席、住委員長代理着席〕

しかしながら、先生お話しのように、私も昭和五十三年に長期水需給計画を立てまして、昭和六十年あるいは六十五年のバランスを見ておりますけれども、その後のいろいろな社会情勢の変化がございますので、私もいたしましては、この長期水需給計画は第三次全国総合開発計画をベースにいたしております。この三全総につきまして国土庁はいま御承知のようにフォローアップをやっておりますので、水につきましてもその検討をいたしております。したがって、この計画の改定につきましては、三全総のフォローアップ作業の結果を見ながら検討をしたいといふふうに考えております。

○小野委員 次に、最初政務次官によく聞いておつていただきたいと思うのですけれども、北上川の清流化事業、中和対策事業、これが非常によく出ております。というのは、御存じのように北上川は流域が東北で第一の大きな川であり、全国でも第四位の非常に地域に密着した、産業発展、経済文化に大きく貢献する川であります。ところが、明治の初期に松尾というところに硫黄鉱山が開発されまして、戦争中のあるいは戦後の食糧対策などで非常に乱伐、乱開発されました。回収硫黄が出てまいりまして採算割れして昭和四十七年に閉山いたしました。要するに、鉱害発生源であ

る会社がなくなったわけでは、坑廃水から出てま
いります汚水は、北上川を御存じのように赤くし
てしまいましたが、それを緊急に中和しなければな
らないというところで工場が建てられました。その
工場の管理主体はどが行うべきかということ
で、政府の五省庁が集まって検討しましたけれど
も意見の一致を見る事ができず、とりあえず昭和
五十二年に岩手県はこの事業に着手いたしました
た。そのときの条件としては、国が責任を持って
管理を行うという附帯条件をつけまして、緊急性
にかんがみ着工いたしましたのですけれども、その後
非常に、管理主体が決まらず長い間混乱をいたし
ました。現状はどうなっているのか、その現状報
告を最初に求めます。

○前川説明員 お尋ねの北上川の中和処理施設の
維持管理の問題でございますが、具体的な点はこ
れは通産省の方でむしろ所管をいたしておるわけ
で、先生もその点御承知いただいておりますと、先
ほど御指摘の中にもございましたように、昭和五十
二年、施設の建設にかかります際に、維持管理の
体制については引き続き検討するというところで、
関係五省庁及び県を含めましていろいろ協議検討
がなされてきたわけでございますが、いよいよ施
設の完成を間近に控えて、昨年暮れ、関係者
が相寄りまして一つの結論に到達いたしましたわけ
でございます。その結果、ことし一月一日から金属
鉱業事業団に総合試運転を県から委託をいたしま
して、それが三ヶ月間実施されました後、引き続
き四月一日からは県からの依頼によりまして同じ
く金属鉱業事業団が維持管理をいたしまして、本
格運転を開始している、そういう状況にあるわけ
でございます。

○小野委員 この中和工場の管理主体はどこにな
る予定ですか。すくなくとも管理主体が決定してお
るとすればその経過、どういう法的根拠で岩手県
が行わなければならないのか、自治省側か
ら見た説明を求めます。

は、これはいろいろ議論があるわけでございます
が、昨年末の結論に到達いたしました状況といた
しまして、北上川の水質汚濁防止対策につきまし
ては、その重要性、緊急性が非常に高いというこ
とでありまして、これをいつとともゆるがせにでき
ないという見地から、国と岩手県が協調してこ
れに当たるということを基本とすることに相なつ
たわけでございます。新しい中和処理施設の維
持管理は、そういうことで県からの依頼によつて
金属鉱業事業団が実施する。これは言ってみます
れば、私ももといたしましては当面の現実的な処
理としてこういう形、つまり国、県それぞれが協
調してその事業を進める、こういうやり方もある
のやむを得ない現実的な対応の方法であるとい
ふに理解をいたしたわけでございます。

○小野委員 大臣、鉱山の許可権は一切国が持
っておりまして、水質汚濁に対する検査、差止め
その他も一切国が持つております。にもかかわら
ず、中和工場の管理主体は地方自治体が行うこと
になりました。鉱山の許可権も水質に対する許可
権もすべて国が持つておるのに、地方自治体が一
部の後始末をしなければならぬというところはこ
とに不合理だ。私はここに大きな問題があると思
います。そこで、これから万一大きな事故があつ
た場合、国が責任を持つべきものか県が持つ
べきものなのか、その点をひとつ説明願いたい
と思ひます。設備の更新期になった場合にこの費
用はどちらが持つべきものなのか、この二つをま
ず答弁願いたいと思ひます。

○前川説明員 お尋ねの、万一事故が発生した場
合にどう対応するのかということでございますが、
私が、私も承知いたしております県と事業団との
委託契約によりますれば、緊急を要するものに
ついては事業団が対応することになっております
が、その他の問題につきましては、これはやはり
関係省庁の協議の場でその対応策についても検討
いたしていくということになっておるわけござい
ます。

れも通産省の補助制度のあり方とかかわりにも
なるわけでございますが、現在の制度のもとにお
きましては施設の更新も補助対象になるというふ
うに私も承知をいたしております。

○小野委員 ランニングコストは年に十億かか
ります。現在四分の三の国の補助がありますけれ
ども、この法的根拠は何もありません。要するに
行政改革が進んでおつて補助事業の大幅な削減が
出てまいりますと、当然法的根拠のない補助費は削
減の対象になることは明らかであります。そこに
一つの大きな不安があります。したがって、自治
省にお尋ねしますけれども、この四分の三の補助
というものは、自治省とすれば絶対に地方自治体
を守るという立場から削減させない、なくさせな
いという強い立場をずつとこれから維持できるか
どうか、ひとつ決意のほどをお伺いします。

○前川説明員 維持管理費の問題は、私も非
常に大きな関心を持つております。特にこの施設
の維持管理に要する負担は財政面でも大きな負担
でございます。私も現行の四分の三の補助制度
が維持されることを強く期待をいたしております
し、また、毎年度の予算要求の査定等におきまし
ても、この趣旨が実現されるように関係省庁の動
向には関心を持って、関係省庁に要請をしまし
たいと思ひます。

○小野委員 環境庁にお尋ねしますけれども、坑
廃水の鎮静化の可能性というのですか、これは技
術的に見ていかなるものでしょう。年に十億の中
和費用が今後永久に続くとするならば、相当の費
用をかけても恒久対策を立てた方が結局は安上が
りになるのではないのか、私はそういう気がいた
します。そこで、いままだ研究段階とは思ひま
すけれども、この坑廃水の中性化の見通しある
いは技術的な対策、これに対する今後の見通しを
もしお持ちであるならばお聞かせ願ひたいと思ひ
ます。

がどう出るかということについてははっきりいた
しておりません。

○小野委員 政務次官、お聞きのように、北上川
の管理者、責任者は建設省であります。しかし水
質については建設省の方は発言権がないというこ
とでほぼ出されております。したがって、中
和对策事業が以上のような観点から不安な予算関
係にある。国の方は大丈夫だと言つたとしても、
法的根拠が、裏づけがありませんので、岩手県民、
岩手県は心配いたしております。したがって、ど
んな情勢の変化があつたとしても、四分の三の補
助、設備更新、万一の事故の場合には国が責任を
持つてこれを処理する、こういう裏づけを政府の
方針としてしっかりといたいただくことがいまわ
れにとつて最大の要望である、こう私は考えて
おるのですけれども、改めて次官として、いまま
での質問の中から決意のほどをお伺いしておきま
す。

○村岡政府委員 小野先生からいろいろ北上川の
問題で御指摘がございました。私も隣の県でござ
いまして、私も自治省の御答弁がございました
が、いま初めてでございますので、自分の県にと
りまして、また、私も草津のダムを視察したこ
ともかつてございます。この毒水の中和の問題、
小野先生の意を受けまして、建設省としてはどう
対応するべきかということは今後よく検討しまし
たい、こう思つております。

○小野委員 自治省に一言言つておきますけれ
ども、地方自治体に責任のないものを地方自治体の
責任で処理しなければならぬ、前例になつたと思
ひます。この前例は、今後いろいろ問題が派生
した場合に、非常に地方自治体の財政負担となつ
てあらわれまいります。岩手県のような地方自治
体に責任を負わせた処理の仕方は、少なくとも今
後一切しないというふうな決意を内部で十分固め
ておいていただきたい、こう思ひます。

以上で終わります。

における新しい森林施業を定めまして、森林の持つておきますところの公益的機能あるいは木材生産機能という各種の機能を高度に、また総合的に發揮し得るように森林の取り扱い方を実は決めたわけでございます。

具体的に二、三申し上げますと、先生いま御指摘ありましたが、かつては確かに私も皆伐の面積を相当広くやった経緯もございますが、皆伐する個所につきましてもできるだけ分散をする、それから一伐区ごとの伐採面積も縮小する、さらには自然景観、土砂の流出防備という面から保護樹帯をできるだけ設けていくとか、また、亜高山帯地帯につきましても国土保全、自然景観の維持というふうな面が特に強うございまして、天然力を大いに活用いたしました天然林資源の択伐作業というふうなことで、皆伐から択伐に相当切りかえをしましてまいっております。もちろん貴重な動物物の保護とか、學術研究または国民の自然休養の場に提供するというところにつきましてもは保護林あるいはそれに準ずる取り扱いをいたしまして、特に公益的機能をさらに重視した形で現在森林施業を取り扱ってまいっておりますのであります。

○木間委員 しかし私は、今日の運営の中には大きな矛盾を持つておられると思うのです。先ほど長官がおっしゃられたように、林産資源の国民生活への提供という任務は確かにありますが、しかしその要請が強いからといってどんどん切り倒していくことについてはいかがなものでしょうか。

(住委員長代理退席、委員長着席)

また、その証左に林野会計が特別会計の仕組みになっておられるのであります。戦後間もなく特別会計の制度が発足したのであります。当時は資源をもっとも活用したい、あるいは戦争のために焼けた野原になった、その中で国が再建されなければならぬ、いろいろな要素があつたと思えます。また、当時の経済状況からいっても、林野事業は十分採算に合った時代でもあつたろうと思えます。しかし高度成長の時代を過ぎて、今日で

は森林事業というのは独立採算的にはなかなか時代に合っていない、こう思うものであります。まず、今日特別会計事業で運営されておりますが、その特別会計制度としたゆえんのものをお尋ねしたいと思つております。

○秋山政府委員 国有林野事業を進めるに当たりましては、私も施業計画を立てて計画的に伐採し、計画的に造林するということが現在実行されていくわけでございます。

そこで、国有林野事業特別会計といたしましたのは先生御承知のとおり林政統一以降でございまして、これは管理、経営から上り入ります収入を森林造成に計画的に投入していくということももちろんあります。また国有林野の管理、経営を企業経営の原理原則に基づきまして、経営成果を正確に把握して効率的に運営するという趣旨でこれが決められたものでございまして。

○木間委員 資料によりますと、国有林野の中で特に人工林と天然林に分けておられるのでありますが、特に人工林は大変樹齢が若い、まだ二十年そこそこだということにもなつておるのであります。したがって、いま林産物提供のために伐採をされておられるのは主に天然林じゃないだろうか、このように私は見受けるわけであります。そういった中で、国有林野の特別会計の予算書を見ておりましたら、大変大幅な伐採を見込んでおります。たとえば天然林野の中の蓄積は六億三千四百七十万立方、このように資料も出してありますが、いま事業会計で見込んでおります販売量等々を比較いたしますと、四十年前後で全体を切り倒してしまふ計算になるわけであります。

したがって、この特別会計の今日的な中身は、国有林野を伐採をして利益を求めるところに終始されておられるのではなからうか。もともと、それは一般的な資源と同じようにとらえればそれなりに意味はあるかと思いますが、先ほどからも言つておりますように、わが国が成り立ってきた、この地球丸が存在してきたゆえんのもの、やはり自然をそのまま残すことが使命じゃないだろうか。

か。特に国有林野の使命はそこにあるのじゃないだろうか。ですから、切ることが目的ではなくて、水資源の涵養やあるいは生活そのものを守つていくのだ、こういう立場に立たなければいけないのじゃないだろうか、私はこのように考えられて仕方がないのです。しかし、長官もいみじくも言つておいでありますが、どうも切ることが一つの使命のように予算書を見る限りは考えられて仕方がないのです。そういった点では、やはり特別会計にしておることが今日のなかでは無理じゃないだろうか、私はこのように指摘をせざるを得ないと思つております。

○秋山政府委員 まず私、第一申し上げたいのは、森林を適切な状態に管理し、活力のある状態に維持することが森林の各種の機能を最高度に發揮し得る状態になるとしますと、適切な管理が必要である。そうしまして農山村に人が定住し、土地生産業に従事しながらこれを管理事業にしていこうということが、長い目で見ますと森林を適切な状態で管理するのにきわめて重要なことであると思つております。そうしますと、林産物に、農山村の皆さんの多くが従事しているわけでございまして、その地域の農山村の産業振興に寄与するといふのが国有林としてはいかに重要なことであるといふふうに考えておるわけでございまして。

そこで、昭和三十年代におきましては外貨も非常に少い。一方におきまして、わが国の木材需要が相当急激に増加いたしましたので、国有林もそれに対応するべく事業活動をやってきたことは事実でございまして。そこで、要員等につきましても当時増加いたしました。やつてまいつたのですが、当時は収支はおおむね均衡していたわけでございまして、先生もさつき御指摘ございましたように、国有林は天然林が確かに多うございまして。しかしながら、一方におきまして明治三十二年以来特別経営事業というふうな大事業で原野に一大造林事

業をいたしました。これが特に西日本に多うございまして、造林されたもので、そういう人工林の伐期到達林分を伐採し、また天然林の更新緩和地域も伐採し、活力ある森林に更改するというような事業をしてまいつておられるわけでございまして、最近では確かに資源の構成上からの問題あるいは公益的機能をより充実するというふうな側面ももちろんございまして。そういうふうな考え方から森林の取り扱い方を改善いたしましたので、伐採量が縮減いたしました。現在国有林野事業の財務事情は赤字で推移してまいっております。

そこで、五十三年に国有林野事業改善特別措置法の法律を制定いたしました。収入の確保、要員の適正化、事業運営の効率化というふうな実績努力をいま鋭意しているわけでございまして、それが財政援助措置と相まちまして、経営改善に現在鋭意努力しているとございまして。したがって、現段階におきましては、当分の間はやはり外部資金に依存せざるを得ない情勢もございまして、経営改善努力と、さらには戦後植えられました造林地等が伐採対象になる伐期に到達いたしました。収入も逐次増加してまいりますので、収支の均衡もこの改善特別措置法でチェックしながら、これをできるだけ早く実現するように現在努力しているところでございまして。

○木間委員 国の各省庁は税によつて今日運営されておりますが、そういった中で林野庁の会計だけが特別会計として自助努力、内部努力が求められておられるのであります。したがって、無理やり木を切るなどして自主財源を求めるといふのが強うあらわれておると私は思います。

そういった中で、昭和五十三年にも、あるいは今年春にも林野庁の統廃合もなされてきました。また、人員の縮減も行われてきたのであります。私は、本来国有林の持つ使命というのは、自然環境を保護することが大きな任務だ、こう信じて疑わないわけですが、もともと、その中で山の再生という任務もありますが、しかし四十年周期

で自然林を伐採をしていくなどは、私は断じて認めるわけにはいかぬわけですが、また、国有林野の中に皇居前の松並木等も含まれておると思いますが、ああいったものも含めて四十年に一過伐採をするなどということはゆゆしきことだらう、この私は思っておりますので、他の会計からの投入などについても今後より一層の努力をして、国有林野の持つ自然環境を守っていくという面での任務をぜひ果たしていただきたいと思うのであります。

次に、森林問題でいまいしお尋ねをしておきたいのでありますが、四十七、八年ごろの土地ブームのときに林地の取得もどんどん行われていきました。そういった点では開発を夢見ていると申しました。そういふ点では、林業に直接携わる以外の方々が林地へ土地所有者としてなだれ込んだ時期があったわけですが、それが今日の山の荒廃の一つの問題を醸し出しているのではなからうか、こう実は指摘せざるを得ないのです。たとえば四十八年前後のこういった土地ブームは、特に企業を中心に不在地主がふえてきておるのであります。不在地主が所有している森林面積は私有面積の一九％にも及んでおります。また、そういった中で直接企業が林業を主業としている人たちがいないわけではありませんが、しかし、それらの数は大変少ない比率でありまして、特に多いのは金融あるいは不動産業、こういった方々が二、三％、サービス業が一七％、一般製造業が一七％となっておるのであります。しかし、これらは大規模開発がだんだん困難になってきた、こういったことからほとんど今日手つかずの状況になっております。それは一面評価すべき面もありますが、しかし逆に手入れがなされないという大変残念な問題にもなっているわけでありまして、こういった不在地主の対応がさらに山を破壊させないようにはぜひ手だてをやつていかなければならないと思ひますが、そういった点についての今後のお考えをお尋ねしておきたいと思ひます。

○秋山政府委員 森林の持つさまざまな機能

を確保するために、従来から保安林の制度でやつてまいりましたが、先生いまお話しがありましたように、昭和四十年後半から非常に開発ブームに乗りまして林地の開発の懸念が出てまいりまして、先ほどもちよつと触れましたが、昭和四十九年に森林法を改正いたしまして林地開発許可制度を創設しまして、開発等の規制を行つてまいっておりますのでございます。

そこで、この開発許可の実績を見てまいりますと、昭和五十年に一万二千ヘクタールございましたが、五十五年には七千ヘクタールと非常に減つてまいっております。また、売買取引の実績も見てまいりますと、昭和四十年代の後半がピークでございまして、その後だんだんと鎮静化してまいりまして、現在では大体当時の三分の一程度に実は下がつてまいっております。

そこで、やはりこの不在村の森林所有者、特に昭和四十五年から五十五年の十年間に約五十万ヘクタールくらい移動した部分があるようでありまして、この部分につきましては、やはり適正な森林の取り扱いをいたしまして、管理を適正にして、森林の持つておりますところの各種の機能を整備充実するということがきわめて重要でございまして、また、活力のある山村を振興するという面から、これはきわめて重要なことでございまして、私も、これはきわめて重要なことでございまして、森林組合等によるところの施業の受託ということを積極的に進め、また、その森林組合が施業受託するに当たりましては、それがやりやすいような助成措置を、特にここ数年積極的に取り組んできておりますので、そういう措置をこれから積極的に活用いたしまして、この森林がよい状態に持つていけるように努力してまいりたい、かように考えておるところでございます。

○木間委員 長官は、最近の林地の移動状況は比較をすると過去よりも減つてきた、こうおっしゃつておられるわけですが、私はそのことを言つておられるわけではございません。また、四十七、八年のペースで進んでおつたら大変なことになるわけですが、やはりあの土地ブームのときに入手された方々がそのまま残つて、今日、山の荒廃にもつながらつておる、このことを申し上げておるわけでありまして、最近減つてきたからいいわいということでは決してありませんから、現在不在地主がそのまま残つておるわけでありまして、ぜひそういった点の対応をきちつとやつていただきたいのであります。

次に、この森林問題で、今後の育成のために大変重要な任務に間伐、つまり間引きという作業が出てくるわけでありまして、しかし、近年の林業あるいはそれにかかわるいろいろな事業関係が非常に悪化をきておると申しましようか、高度経済成長の中では、五十年、六十年、長期の事業でありますから、ついでいけなしいといましようか、そういった点では山村の過疎化が大変進んでまいつておるのも一つの証明だろつと思ひます。また、現実がなばつておいでになる皆さんでも、ほとんど労働力がなくなつてきておる、あるいはさらに高齢化をしておるという大変残念な環境になつておるわけですが、しかし、せつかく森林を育成させていくわけでありまして、下刈りの作業だとか間引きの作業は怠つてはいけません。そういった大変重要な作業であります。また、戦後は山が一斉に造林をされたわけでありましたが、ちよつと間伐しなければならぬ時期にも差し加かつておられます。しかし、そういった経済環境が大変悪化をきておるというふうなことから、間伐をする場合にも経費が大変割に高になつていく、あるいは過去には建築現場等々にもその間伐された丸太がほとんど使用された時期がありましたが、今日は別の製品があつておられておまして、一たん山から引き出してもそれは商品価値がほとんど下がつておる、こういう点も見受けられるわけでありまして、勢い間伐作業というのは緩慢にならざるを得ない環境になつておるわけですが、したがいまして、これらの間伐の仕事に對する林野庁の今後の対応と申しましようか、あるいはまた建設省等との協力もそういった中には

求められていいんじやなからうか、こう思ひますが、それらの関係についての考えをただしておきたいのであります。

○秋山政府委員 わが国におきましては、人工林の面積が一千万ヘクタールになんなんとしまして、いわばこれは世界にも相当類例のない人工造林の成果がございまして、先生いまお話しにございましたが、緊急に間伐をしなければならぬ面積がやはり百九十万ヘクタールくらい現在ございまして、

そこで、五十六年度からこの間伐促進総合対策という事業を創設いたしまして、伐採の搬出の道路であるとか、機具機材であるとか技術であるとか、そういうふうなことを考えると同時に、また利用の面がきわめて重要でございまして、この間伐材等の小径木の有効利用、これは需要拡大の方法というふうなものをめどにいたしまして、総合加工施設の設定とか、あるいは小径木でつくりました住宅等を展示いたしまして、またセブンパ

イセペンというふうな家もつくりまして、鋭意努力をしておるわけでございますが、さらに五十七年度に入りまして、この総合対策の中で、やはり間伐材が計画的に一定量供給できるという態勢が必要であるわけでございますし、需要側の情報もキャッチしなければならぬということで、この間伐材の情報銀行というのを設置しまして、需要情報、生産情報をリンクさせて、供給の円滑化を図つていこうというふうなことをこしから始めております。それから、木材販売店の店頭等に間伐材でできたところの各種の製品等も展示し、理解を深めると同時に、やはり間伐材を出すに当たりましてのコストダウンという面がきわめて重要でございまして、これは作業道、それから林道等をもちろん積極的に進めるわけでございますが、と同時に、間伐促進のための低利の資金をこしから創設いたしまして、積極的に対応しているわけでございます。それから紙パルプ業界等におきましても、間伐材の用材にならぬ部分の活用がございまして、業界につきましてこの利

用促進等も要請しております。

それからもちろん先生御指摘のとおり、建設省ともこの間伐材による小径木の建築材への有効活用につきましては連絡をお願いしながら、また、利用開発の面では、木材技術センター等で集成材その他の方法でさらに需要開発をするというようなことで、これは私も林野庁の重要政策の一つとして今後取り組んでまいりたい、かように考えておるところでございます。

○木間委員 いま一つこの林野事業で見逃してはいけない問題に、自給率の問題があるわけです。今日、木材の供給状況を見ておると、国内産で賄っている割合が約三分の一、三分の二は国外、輸入によって賄われている現状であります。したがって、それらの結果は林業をだめにする、あるいはそれに関係のあるいろいろの産業にも悪影響を及ぼしております。製材業しかりでしょう。あるいは家具その他の木工がそうでしょう。また、紙パルプ産業全体にもそういった影響が出ておりました。大変深刻なことは御案内のとおりであります。また、それらの城下町といましようか、パルプの集中している地域あるいは山村地などにおいてもどんどん締め出されて、過疎化の要因にもなっております。また、雇用の問題あるいは地域経済の停滞の問題、輸入材によって大変圧迫を受けておるといのが現状であります。したがって、林業を伸ばしていくという施策は、先ほどからも述べられておるのでありますが、需給面の関係も整備されていかなければならぬわけですが、これらの国内産の需給見通しといましようか、逆に言いますと、輸入に対するこれらの対応についての展望等をお持ちであればこの機会に尋ねておきたいのであります。

○秋山政府委員 先ほど来御説明申し上げておりますとおり、現在、わが国の森林資源の構造から見てまいりますと、まだ当分の間は外材に依存せざるを得ない部分が相当程度ございます。一方、一千万ヘクタールに及ぶ人工林がすでにできまし

て、これが活力ある状態で成長いたしますと、逐次国産材のシェアは高まってくるものと考えております。当面は需要に見合った国産材の生産と同時に、外材の安定輸入ということもしていかねればならぬわけでございます。

そこで、今後の需給の見通しの問題でございますが、昭和五十五年の五月に閣議決定されました重要な林産物の需要及び供給に関する長期見通しというのがございます。これによりまして、先ほども申し上げましたとおり、戦後植えられました造林地が伐期に到達して、これが利用に移るわけでございます。供給可能量が逐次増加してまいります。

そこで、一方におきまして、外材関係でございますが、最近の新聞紙上等でもおわかりのとおり、産地事情が変わってまいっております。したがって、私どもは国産材の自給率を鋭意高めていくことに今後努力を進めておるところでございます。私どもの見通しによりまして、五十六年に三・七％の自給率でございますが、五十六年には三・四％まで上がってまいっておりますが、さらに昭和六十一年には三・九％程度、七十一年には四・三％程度まで向上していくこととでございます。こういう計画に沿うように、国産材産業振興資金あるいは工場に對しましての国産材振興の助成をいたしまして、鋭意努力してまいりたい、かように考えておるところであります。

○木間委員 次に、治水の問題について、二お尋ねをしておきたいと思ひます。特に私どもの地元の問題であります。お許しくださいと思ひます。

小矢部川水系の一級河川で頭川川という川の改修が今年度からいよいよ着手されたのです。この河川は、主要地方道高岡一水見線沿いに流れ、あるいは交差をして、頭川集落を蛇行しながら流れておる河川であります。その奥地は、従来林地あるいは田であったわけですが、最近の減反政策等々により、あるいはまた地方道もほとんど整備されてまいっておりますし、また、御多分に漏

れず松くい虫も発生をしておりますから、総じて保水力が大変低下してきております。

そういったことから、近年、この頭川川は降雨のたびにはんらんをし、人家の床下浸水あるいは床上浸水等でこの集落はその都度悩まされて、市や県にも働きかけをしてまいったところで、建設省でもそれらの対応を今年度からいよいよ行っていくわけでありまして、かといつて全体を一気におやりにするわけではありせん。結局細切れ状況にならざるを得ないという現状もあるようでありまして、そうしてまいりますと、そのはんらん地域が下流域へ移動するだけにとどまるのじゃなからうか、また新しい災害がそこで起こるのじゃなからうか、こう危惧をするものであります。事業として取りかかった限りはぜひ短期間にそれらの改修を行っていただきたいのでありますが、その点についてのお考えをただしておきたいと思ひます。

○川本政府委員 お答えいたします。頭川川は小矢部川の支川でございますが、その流域面積が二・七平方キロメートルくらいの小さな支川でございます。先生おっしゃいますような荒廃した現状でございます。そのために、砂防の工事といまして、流路工を整備したいというところで調査検討を進めてまいりましたけれども、五十七年度から新規に着手することにしたものでございまして、流路工の延長は約一・二キロメートルばかりを計画しておりますが、五十七年度は早速用地買収にかかると同時に、一部工事もかかるとい、そう思っておりますのでござい

ます。お話がございましたように、一般県道と並行して流れておる川でございますが、その道路改良事業とあわせまして実施することが望ましいわけでございますので、すでに道路と砂防の事業双方の緊密な調整を図っております。今後極力御趣旨に沿って早期に完成するように努力してまいりたい。用地の問題等も、順調にまいりますれば第六次の五カ年計画内ぐらいに何とかこうをつけ

たいと考えておるところでございます。

○木間委員 いま一点、新湊市内の内川の浄化事業のことについてお尋ねをしておきたいのであります。と申し上げますのは、建設省の方では今年度からさらに富山市内を貫流します松川の浄化事業を発表されたのです。この松川は、近年富山市の努力によりまして、大変汚れておったのであります。清流を取り戻そう、こういったことでコイなどの魚を放す努力、あるいはまた、この周辺は桜の名所地でもあります。この松川の水質を改良するために神通川からの取水計画がなされたわけでありまして、

そこで、新湊市内の内川の浄化状況を見ておると、昨年春に完了されました、庄川河口からの取水方式で、ポンプアップでなされておるのであります。この一年間の稼働状況を見ておると、昨年四月から六月までは一日四時間稼働しておりました。七月から九月までは一日六時間稼働しております。また、十月から本年三月までは一日三時間と、大変細切れの状況であります。市内を縦横に走つておる内川にせつかく清流を取り戻そう、こういったことでやられた浄化事業であつたわけですが、細切れになつておつて、目標であつた清流が本当に戻つたと御判断されておるのかどうか。また、その結果、富山市の松川に新しい事業としてやられるわけでありまして、懸念をされるわけです。そういった点で、新湊市内の内川浄化事業がこれで万全と言えるかどうか、お尋ねをしておきたいのであります。

○川本政府委員 御指摘の新湊市内を流れております内川でございますが、この浄化対策ということで、庄川の本川から毎秒二トンの浄化用水を導入するという事業を昭和五十二年度から着手いたしまして、五十五年度に完成したわけでございますが、その浄化施設の稼働計画は、いまお話がございましたように毎日三時間から六時間という稼働で計画しております。毎秒二トンの導水をいたしますと、それによりましてこの内川の環境基準を達成できるぐらいの浄化ができるということ

で、現実に導水をした実績からいいますと、その環境基準を達成しているという実績になっております。

ただ、供用開始以後、庄川本川の取水口付近におきまして風浪等によって砂が堆積するといったようなことから取水ができないう事故もございました。そういったことに対しまして、応急的な措置を講じた結果、最近では取水障害も次第になくなりつつございまして、そういったことから今後も種々の対策を講じなければならぬと思っております。いわゆる取水障害がないように、これは土木研究所等の応援も得ましていろいろと調査をし、対策を考えているところでございます。

○木間委員 最後に、開発と保全の問題についてお尋ねをしておきたいと思っております。時間も参っておりますので幾つか申し上げますが、特に環境庁の方から簡単に回答をお願いをしておきたいのです。

と申し上げますのは、政府は、不況から脱出をしようということで公共事業の前倒しをいま計画されております。特に大臣は七七％程度前期でやりたい、そうなつてまいりますと勢い下期に穴があくわけでありまして、その下期の対策についてもお考えがあるやに承るわけです。そのよしあしは別にいたしまして、そうしてまいりますと再び開発の時代に入ると私は言わざるを得ないのです。住民の間には不況からの脱出策、にじきの御旗がそこにあるということ言われてはおりますものの、そうかといって開発がまたまた環境破壊をもたらすのじゃなからうか、こういう危機が大変されておるのです。したがって、開発を行う場合に、過去の開発行為が十分であったかどうか、その環境アセスの進め方がよかつたかどうか、こう私は問われなければならないと思うのです。時あたかも国連のナイロビ環境会議が始まりました。かけがえのない地球の環境を国際協力で守らうじゃないか、こういうことで日本政府を代表して環境庁長官が出席をされて、格調

の高い、そして当を得た演説もされました。私もは国の将来にとって大変大きな期待を持つものであります。

そこで、環境庁の方から今国会に環境影響評価の法案が提示をされておりますが、しかし、この中身を私なりに調べてみても、開発行為について狭義な判断がなされておるのです。私は、開発行為の一定規模以上のものは全体を対象事業として見るべきじゃないだろうか、こう考えるものであります。

また、その中に、法律で一気につ縛っております、地方の自主性がなかなか見出せられませんが、もともと環境庁が発足をされた経緯を見ておいても、四十年代前半に公害が統廃、何とかこれを行政の場で、政治の場で解決をしていこうと住民運動が始まりまして、市町村や都道府県で公害防止条例が進んでまいりました。そして国も四十五年から四十六年にかけて公害国会を開かれ、そして環境庁の発足という歴史的な経緯もあるわけです。したがって、この法律の中身にいたしまして、法律で画一的に縛るのではなくて、もっと地方の自主性が認められてしかるべきだと私は考えるわけです。というのは、住民の生活というのは地方にあるわけでありまして、その度合いなりあるいは開発行為そのものの希望というのは千差万別、地方に根差しておるわけでありまして、地方にそういった法の権限を与えられてしかるべきじゃないだろうか、こう考えるものであります。環境庁のお考えをただしておきたいと思ひます。

○清水説明員 開発と環境保全をめぐる御議論をいろいろと承つたわけでございますけれども、御指摘のように、本日はたゞいま環境委員会におきまして、環境影響評価法案の御審議を賜つておるところでございます。御質問の具体的な中身は、その対象事業が非常に限定をされておるのではないだろうかという点にあると思ひますので、環境影響評価法案に即しまして、若干の御説明を申し上げます。

対象事業といたしましては、この法案の中で二条一項各号というところに事業の種類が掲げられておりまして、規模が大きいかつその実施により著しい影響を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める事業を取り上げることになっております。いわばこの法案では、国家的な見地から全国的に環境影響評価を行わせる必要の高いと認められる事業を対象にしているわけでございますが、さらに御指摘のような地域の環境保全を図りますために、こうした事業以外の事業につきましても環境影響評価が必要と認められるような場合におきましては、その地方公共団体におきまして、この法律の趣旨を尊重いたしまして、条例等で環境影響評価制度を設けて対象とすることができるといふことになっておまして、いわば国と地方と、全体として整合のとれた制度を通じて適切な環境保全が図られるというふうな考えているところでございます。

○木間委員 ただいまの御答弁にも反論をしたいのでありますし、さらに幾つかの点について指摘をしたかったのであります。時間も参りましたので、残余の点はまた次の機会にさせていただきます。私の質問を終わらせていただきます。

○村田委員長 午後三時より委員会を再開することとし、この際休憩いたします。

午後一時五十八分休憩

午後三時九分開議

○村田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。林保夫君。

○林保委員 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案に関連いたしまして質問いたしたいと思います。

言うまでもなく、昔から治山治水は政治の要諦と言われるほど大事な問題で、鋭意第五期までの計画をもつて進められたことは、それはそれといたしまして、今日新たな時代を迎えまして周りを

顧みてみますと、これだけやってなおまだいってないという問題がやはりいっぱいあるうかと私は思ひます。そういった意味で、本来なら大臣に最後は承るべきでございますけれども、従来からいろいろの問題を、地方の時代という言葉にこだわらなければなりませんけれども、全国的な視野で見ると、特定の県には大変大きな投資をやっている、一方の県にはそれが少ない、こういうことのないようにしていただきたいという御注文をまずつけまして、ひとつこの法律にかけます大臣の御決意をまず承りたいと思ひます。

○始閣内務大臣 公共事業費の地域別の配分の問題につきましては、それぞれの公共事業の分野に応じまして五年計画というものが策定されておるわけでございますが、長期の視野に立ちまして見直しをつけて配分をいたしておるわけでございまして、そういう際におきまして、特に最近のように非常に経済が不況であります場合におきましては、いま御指摘のような意味での地域の配分ということも大きな意味を持つと思ひますので、そういう方面も十分に配慮いたしながら今後やってまいりたい、かように存じております。

○林保委員 この種事業は、もう大臣に申し上げるまでもなく、この法律の場合は建設省と農林水産省が生殺与奪の権を握つておつて、地方の方はそういうところの意向がなければ動けないという補助金の制度上の問題もございまして、よくいいますように、きょうはまたこれから具体的に質問してまいりますので、地元の岡山の問題をまた出したいと思います。そういうふうに見てまいりますと、どの事業費目に該当するかわからないような、たとえば人畜に害はない、しかしなお年一回は洪水する、これはまた私ども岡山県の特性なんでしょう。後でまた事務局から御答弁いただきたいと思ひますけれども、大きな台風が来るとか大きな河川が大はんらんして家が流れてしまうということはない

けれども、標準的に申しまして主要県道あるいは国道の高さくらいまで水が来る、それが毎年同じような繰返しになってきていて、災害救助法を発動するまでもない、しかしなお洪水常襲地帯がいっぱいできておるといふようなところもございませう。そこらあたりを今度の五カ年計画の出発に当たって、重点は四つほど出ておりますけれども、ぜひひとつ改めて見直していただきたいという点も御要望したいと思つてございませう。

と同時に、私なりにいろいろと建設省の皆さんそのほかから御意見を承つたり、どうやってののだという話を聞かせていただきまして、たとえば一つの河川で何年かに区切つてだんだんと川上へ工事をしていくといふことが、整備をしていくといふようなことをやっております。しかし、中小河川にとりましては、そういうことをやっていると上から水や砂が流れてきてやられてしまふといふような例も実はございませう。そういう点になりますと、公平にやっておられるのでございませうけれども、五年十年かけて一步一步進むよりも、何か一挙にこの川だけやる、利根川や私どもの旭川みたいな大きなところをそうやれという意味ではございませうが、小さい川にはそういう手法も取り入れられているのだらうとは思いますが、それだけでも、なお配慮していただいて、きつかりと国費のむだのないようなやり方をとっていただきたいものだ、このような要望を持っております。

大臣、この二点につきまして、人畜の害はない、しかしなおそういう状態で、隣の家へは行けないといふところが秋になるといっぱい出てきて、排水がしつかりしてないという状況がございませう。と同時に、いま申し上げたような河川については、せつかく直したらまた上からやってくる、またまた上からやってくるのなら、隣の川を犠牲にしようというのじゃございませうけれども、なお集中的にやるという御配慮がでないものだらうか、そういう点二つを強くきょうは御要望申し上げます。最後に聞くべき問題ではないと思つておりますので、最後に聞くべき問題ではないと思つております。

題ではありますけれども、大臣、参議院の方へお出かけだそうでございませうので、ひとつ冒頭承つておきたいと思ひます。

○始閣内務大臣 ただいまから林委員の詳細お話があるのだらうと思ひますが、実害のようなものはないけれども、とにかく毎年一種の被害が起るということですね。それからもう一つは、順序を追つてやっていくと、上の方からまた溢水がしてきてせつかくの工事が無になる、こういうたような御指摘がございませうが、その点につきましては、事情を詳細伺ひまして、また役所の中でよく相談いたしまして、御期待に沿うような結論を出してまいりたい、かように存じております。

○林(保)委員 そういう希望を持っておりますが、どうかひとつ新計画の発足に当たりましては、改めて見直すという形で全国のバランスをあらにあらねましたり、そういう効果的な投資といふような視点でぜひ見ていただきたい、このことを御要望いたします。

続きまして、事務局の方へお尋ねを次々とさせていただきます。今度の第六次治水事業五カ年計画で特徴となつております諸点、これは閣議決定でなくて了解が出ておりますけれども、この点について事業費及び重点項目について詳しく御説明をお願いしたいと思います。○川本政府委員 治水事業はたゞいま先生お話しのように、国土の保全と開発を図りまして国民生活の安定と向上に資するといふ大変重要な役割りを担つておるわけでございまして、そのために第六次の治水事業五カ年計画を策定いたしました。それに基いて治水事業、水資源開発の事業を積極的に推進していくことにしておるわけでございませうが、その計画の内容におきましては、昨年の北海道、東日本を中心としたしまして全国各地で頻発いたしました災害、そういうたような実態と深刻化したところあります水不足の状況などにかんがみまして、四つの重点項目を立てて事業の推進を図つてまいりたいと思つております。

その第一点は、大変整備の立ちおくれでございませう。中小河川がまず第一でございませう。その中でも、最近水害の頻発しております都市河川の治水対策でございませう。それから第二点は、悲惨な人命災害を起します土石流の危険渓流に対する治水対策でございませう。第三点目は大河川対策といひます。その河川はらん区域に膨大な人口、資産の集積が生じております。第四点目は、生活用水等の需要の増大に対処するための水資源開発と高度利用の推進といふことでございまして、この四点に重点を置いて事業の計画的、また強力な推進を図つてまいりたいと思つてございませう。

事業総投資規模でございませうが、総額十一兆二千億円という総投資規模を策定することにしておりまして、その中で治水事業に關連いたします投資規模は、八兆二千五百億円といふことを考えております。

○林(保)委員 さて、この事業の一、二、三、四の重点の中で、わかりやすく岡山ではどことどの河川が、どのプロジェクトがこれに当たるだらうか、一部推測で結構でございませうから、ひとつ具体的に指出していただきたいと思ひます。

○川本政府委員 五カ年計画の内容につきましては、この法案を成立させていただきましては、引き続き作業をいたしまして、個々の県といひます。各、各地区の事業の内容を詰めていくということもございませうので、現在まだその作業中といふ段階でございませうけれども、先ほどの四つの重点に基づきまして、こういふ川あるいはプロジェクトに重点を置いて岡山県の場合はいけるであろうといふことを御紹介させていただきますと思ひます。

まず第一点の中小河川対策でございませうが、これは岡山県でいいますと、吉井川の上流部分とか、小田川、備中川あるいは備前川、新本川、こゝういった川に重点を置いてまいりたいと思ひます。中小河川改修事業で八河川、小規模河川改修事業で十九河川、局部改良事業で二十八河川といふものを現在、五十七年度実施しておりますけれども、それがいま代表的なものを申し上げますと、そういう河川でございませう。その中でも特に都市河川に重点を置いてまいりますが、都市河川の対象といひましては、足守川、吉岡川、中川あるいは砂川、こゝういった河川が中心にならうかと思ひます。中小河川改修事業で五河川、小規模河川改修事業で二河川、局部改良で四河川といふような河川についてやっております予定でございませう。

それから、次の土砂害対策でございませうが、岡山県内におきましては第六次の五カ年計画で約二百六十の渓流に新規に着手してまいりたい、と思つております。代表的なものをもたせまして、さうすると、総社市の滝山川、大谷川、有漢町の佐山川、飯ノ山川、北房町の新田川、賀陽町の二重坂川、竹谷川、このあたりが重点になつていくのではないかとと思つております。

三番目の重点項目は、いわゆる重要河川対策でございませう。これはいまさら申し上げるまでもございませうが、岡山県内の直轄河川、大河川、吉井川、旭川、高梁川、それぞれについて重点を置いてまいりたい。

それから、最後の水資源開発対策でございませうが、岡山県内では現在直轄のダム事業といひまして、吉田ダムの建設に着手しておりますが、引き続き用地折衝を進めまして、できるだけ早く工事にかかれますように努力をしていきたいと思つております。また、補助的多目的ダムといひまして五ダムございまして、高梁川の千屋ダム、旭川の旭川ダム、八塔寺川の八塔寺ダム、津川の津川ダム、佐伏川の佐伏川ダム、それぞれにつきまして現在実調中のものもございませうし、工事の最盛期に当たるものもございませうが、それぞれの現地の実情に応じまして促進を図つていくことを考えております。

こゝういったところが、先生がおっしゃいました四つの重点項目に対応するプロジェクトになるのではないかとと思つております。

こゝういったところが、先生がおっしゃいました四つの重点項目に対応するプロジェクトになるのではないかとと思つております。

こゝういったところが、先生がおっしゃいました四つの重点項目に対応するプロジェクトになるのではないかとと思つております。

○林(保)委員 さっきのお話に、一の項目で吉井川ほか八つと、都市河川の足守川、吉岡川、中川、砂川のほかに小規模のが二とか四とかいう数字がありました、どういふところでしょうか。ちよつとついでに御説明いただきたいと思ひます。

○川本政府委員 先ほど代表的な河川名を申し上げたわけでございますが、現在、五十七年度に岡山県内で工事をしております河川の数を申し上げますと、中小河川が八河川、小規模河川が十九河川、局部改良事業が二十八河川でございます。それから都市河川でまいりますと、中小河川が五河川、小規模河川が二河川、局部改良が四河川、そういうことでございます。

○林(保)委員 ありがとうございました。大体私も考へておりましたところ以上にいると御配慮いただいているような感じがいたしまして、ほとんど網羅されているのだらうと思ひますが、問題は内容でございますので、その点は後でちよつと質問させていただきますと思ひますが、まずこの五カ年計画で次々とやつてこられまして、第五次の五カ年計画で名目と実質の達成率が一〇と八でございまして、食い違つておりますね。あれはどういふ理由なのか。物価などの問題とかいろいろあるのだらうと思ひますが、どういふことなのか、率直に御説明願ひたい。

○川本政府委員 第五次の五カ年計画につきましては、名目の達成率につきましては治水事業費の計画額が五兆八千億円でございまして、それに対して実績額が五兆八千六百十四億円でございまして、まあ一〇〇％となつておるわけでございます。この実績額の五兆八千六百十四億円を、計画額と同じ時期の昭和五十一年度の価格に直しますと四兆七千億円余になります、そういう意味で実績の達成率を出しますと八一％である、そういう意味でございます。

○林(保)委員 これはまた今度の第六次五カ年計画の初年度に当たるわけですが、約一千

億円くらいの計画のずれがあると思ひます。来年度も、財政事情が厳しゅうございまして、ここらあたり大臣にどうやるのだというのを聞きたいのでございまして、事務的にはどのように御判断なさつておられますか。

○川本政府委員 ただいま御指摘のように、新五カ年計画の初年度に当たります五十七年度予算が、厳しい昨今の財政事情を反映いたしまして、対前年度比一％増にとどまつておるわけでございます。そういったことから、新五カ年計画のいわゆる平均伸び率から考えました計画額といひますか、想定額に比べますと相当のずれが生じておるわけでございます。そういった実情から考えますと、第六次の五カ年計画の達成は、今後大変厳しい環境にある、容易なことではないというふうに感じております。

そういうことではございしますが、治水事業は、先ほど先生おっしゃいましたように、国土の保全、開発を図るための根幹的事業でございます。昨年の各地の大水害、そういった激甚な災害の実態を見ましても、重要性、緊急性はきわめて高いということでございます。そういったことからいしまして、私もいたしまして、第六次五カ年計画の計画的かつ積極的な推進を図つていかなければならない、そう思つておるわけでございます。厳しい財政環境の中ではございしますが、今後も、今後そういったことを踏まえまして最大限の努力を払つてまいりたい、そう思つておるところでございます。

○林(保)委員 毎度申し上げておりますように、国土の開発あるいは発展のためにも、やはりどうしてもこういう事業を推進していただかなければならぬ。これは行革とは全く関係のない話でございます。むしろ行革というのはこういうもののためにやるのだというところで、ぜひひとつこれか

らもがんばつていただきたいと思ひます。
なお、地元の問題に返りまして、現在高梁川の支川の小田川の改修、かなり進んでおると思ひますが、その状況をもう少し詳しく御説明いただき

たいのと、それから高梁川流域の清音地区の内水対策、おかげで進んでいるのだらうと思ひますが、その辺の現況を御説明いただきたいと思ひます。

○川本政府委員 お答えいたします。

まず、高梁川の支川の小田川の改修状況でございますが、この小田川につきましては、直轄河川改修の部分につきましては五十一年に十七号台風で大変災害を受けまして、特に漏水が顕著であつたということにかんがみまして、その後漏水対策に重点を置いて改修を促進をしておるところでございます。五十七年度におきましても、高梁川の改修事業費が五億二千万円でございまして、そのうち小田川の河川改修事業には約二億九千万円を投入することになっております。その内容といたしましては、左岸堤防につきましては本川の合流点から八高橋までの約五・五キロ、また右岸堤防につきましては宮田橋から八高橋までの約一・五キロ、これを五十七年度末で概成する予定でございます。

それから直轄区間の上流部につきましては、国の補助事業として五十一年度から中小河川改修事業に着手しておるわけでございます。狭窄部の拡幅、弱い堤防の強化、そういったものの促進を図つてきたところでございまして、五十七年度の内容を申し上げますと、改修事業費が約三億三千六百万円でございまして、芳水橋とか田鶴橋のかかけを完了させたいと思つておりますし、また築堤護岸等の改修事業を促進したいということを考へております。

それから、同じく高梁川流域の清音地区のお話でございますが、この区域につきましては、確かに先ほどお話がございましたような内水の被害が頻発しているところでございます。五十一年の台風十七号の被害状況が大変大きかつたわけでございますが、それににつきまして調査、解析を進めまして、その結果毎秒三トンの軽部川排水機場を新設したいということに決定いたしました。五十五年度には用地買収に着手したわけございま

すが、五十六年度から排水機場の工事に着手したわけでございます。それで、五十七年度はいよいよ本格的な排水機場の工事、いわゆる上屋とポンプ、そういったものに着手いたしまして、五十八年度には工事を完了する予定で進めてまいりたいと思つております。

○林(保)委員 このほかに高梁川では例の柳井原堰の問題もございしますが、あれはいまどういふ段階で建設省が調整され、御決意されておられますでしょうか。

○川本政府委員 柳井原堰の改修といひますか、これにつきましては直轄のダム事業として現在実施計画調査中でございます。県の方と共同でいろいろと委員会をつくりまして、その実施計画調査を鋭意進めておるところでございます。できるだけ早く建設に入れるように段取りを進めてまいりたい、そう思つております。

○林(保)委員 できるだけ早くという意味は、今年度の上期ぐらいにはもう結論を出せるのでございしますか、それとも年度内ぐらゐでかかるのでしょうか。

○川本政府委員 現在鋭意その調査委員会を検討し、内容を分析しているところでございまして、特にボーリングの調査とかいろいろの実地的な調査もこれから必要でございまして、今年度中というわけにはちよつとまいらないかと思つております。

○林(保)委員 もう一本、足守川の問題について聞きたいのでございますが、かなり下の方では水が出たりして、これは足守川そのものではなくて、よそからの水もあるのだと思ひますが、水害が出ておるといふような感じの状況が出ております。その中で特に前川の治水対策でございしますが、これも、地元も長年やいのやいのと言ひながらなかなか進まぬといふことで、毎年洪水の憂き目に遭つておるといふような状況がございします。これについては農林水産省との関係もございしますが、とりあえず建設省ではどういふふうなお考えで進めておられますか。県としてもこの点は重視して

やつておるはずでもございますけれども、なお長年決着がついておりませんので、地元でやるべき問題を含めて問題を出していただければと思います。

○川本府委員 答えいたします。

足守川の支川の区域でございますが、これも先ほど先生からお話のありましたような湛水常襲地帯の一つであろうかと思っております。砂川に合流いたします地点までの一キロメートルの区間につきましては、四十八年ごろに湛水排水事業の申請工事といたしまして築堤工事を実施しておるところでございます。その上流については未改修の状況でございますが、そういうふうな県から報告を受けておりますが、その当時もいろいろと地元での問題があつて、その湛水排水事業の申請工事の方もそれで打ち切られたというふうにも聞いております。

前川の根本的な改修につきましては、現在河川管理者が岡山県知事さんでございますが、その岡山県の方において検討が進められておりまして、建設省におきましても、岡山県のその検討の結果が出てまいりますれば十分に協議いたしまして、補助事業として対応していくことを今後検討してまいりたいと思ひます。

○林(保)委員 実際に地元に住んでいる人の要望が強うございますので、県が意思決定いたしましたら、ぜひこの点、御要望申し上げておきたいと思うのでございます。

それらと関連いたしまして、大臣にも先ほど申し上げましたように、私もがきよるきよるつと百八十号線の前後を見ましても、そういうような常襲湛水、まあしょつちゅうではございませんが、年一回必ず来るといふところがいつぱいございます。いま申し上げましたような総社の服部地区の前川の周辺、それから西の方へ行きますと玉島の上成附近が大抵毎年県道まで、稲の頭が見えるか見えないかわい水が来てる。真備町もそうでございます。それから清音もそうでございますが、ただいま内水対策としてやつていた

ようなことで、これまた早くやつていただきたい問題だろうと思ひます。それから、足守川の東側でまいりますと、高松から庭瀬、吉備津、その辺も年一回は必ず国道百八十号線沿いぐらゐまで水が来てる。それから早島にも同じようなところがあるのでございますが、これは昔の人の話を聞きますと、そういうことはなかったのにやはり来ているというので、何が原因だろうかとかよく議論になつて、児島湾のせきとめをやつたことが一つ原因じゃないだろうかという問題とか、山を乱伐したから水の負荷がかかってくるからだろうかとか、私が聞きましても諸説あるように思ひます。建設省はそういうようなのをどのように御判断されておるのであるでしょうか。

もし児島湾の問題だいたしまして、川を通して溝をたくさんつくりましても、多少はよくなつても抜本的な解決にはならぬという場合もございましょうし、それが先ほど申し上げましたように人畜の被害にまでは至らない、しかし隣の家には確実にいけないという状態が出てきますので、やはり訴えが多うございまして、その辺をどういふふうに御判断になつて、どういふ手を打てばよくいくのか、また、これを今度の計画の中で取り上げてやつていただけるものかどうか、その辺の御判断を……

○川本府委員 足守川周辺といひますか、その区域のいろいろな地点で内水はらんといたしますが、内水による浸水といったものが頻発する地点が多くなつておるといふような御指摘であるかと思ひます。

児島湾の影響があるのではないかとおっしゃるわけでございますが、私もとしては、児島湾の干拓そのものは足守川の洪水の疎通といったものに影響がないようなことでやられておるわけでございますので、そういう影響はないかと思ひます。ただ、足守川の周辺は、先ほど申し上げましたように都市河川としてやつておるほど都市化の傾向のひびくところでございます。そういうことからいへば御指摘のような浸水の実態というものはあるのではなからうか、そういうふうな推察をしております。そのためには、やはり足守川の改修をまず促進しなければいけません。それにつきましては、先ほど申し上げましたように、今回の第六次の五カ年計画の中でも一つの重点として中小河川、特に都市河川対策、その中でも岡山県では足守川というふうな川に申し上げたわけでございますが、そういうものにも重点を置いてまいりたいと思つております。また、そういう河川改修が進行いたしますれば、それに応じて今度は内水対策に重点を移していこうという考えを持っております。今後できるだけそういうものが実現いたしますように促進を図つてまいりたいと思つております。

○林(保)委員 そこで、県や市は一生懸命やると思ひますが、なお地元として何かやることがあるものでしょうか。陳情さえすればいいというだけのものでないかと思ひますが、建設省がやる以上はこういう協力はしろということ、あえてひとつ何かあれば率直に言うていただきませんか、よくなることでそれから協力すると思ひます。建設省として条件というわけでもございせんけれども、なおひとつ注文があればつけていただきたいと思ひます。

○川本府委員 足守川周辺につきましては地元の皆さん方も大変御熱心でございます。改修事業の促進についてもさして支障があるといひますか、問題があるようなことは聞いておりませんけれども、今後の事業の促進のためには、何といひましてもその改修事業に、たとえば用地の問題であるとかそういう御協力をいただくということがまず第一でございます。いままでしょつちゅう水がどんどん進むときに、いままでしょつちゅう水につかつかつておつたところに家をどんどん無差別といひますか、そういうふうにお建てになるといううことは、自分で水害地域に入つていくといふうなことでもございまして、そういうことは特に管理しております県、それから地元市町村、そういうものから情報をいろいろと流させるよ

うにいたさなければいかぬと思ひますけれども、そういうことによりまして住民の皆さんみずからも御判断いただいて、できるだけそういうことがないようにお願いできれば、そういうふうな思ひわけでございます。

○林(保)委員 続きまして、治山の方の五カ年計画については、先ほど同じように今度の重点と予算規模、これについてひとつ長官から御説明をお願いいたします。

○秋山府委員 答えいたします。

第六次の治山事業五カ年計画を立てるに当たりましては、最近の災害の実態あるいは水需給が大変逼迫しておる状態等を踏まえまして、重点を三つにしております。

第一点は、国土の安全性の向上を図りまして、山地災害に対する安全基準を向上させるということでございます。荒廃した山地の復旧促進とか、あるいは災害にならぬよう予防治山を拡充していくとか、そういうようなことによりまして山地治山対策を積極的に進めてまいりたいというのが第一点でございます。第二点といたしましては、水源涵養関係の問題でございますが、これからの水需給の逼迫に対応しまして、奥地の水源林の機能の拡充強化をしなければならぬわけでございますので、水源山地の水資源対策、それから総合的に山地全体の治山事業を行ひまして、その地域の保全を確保し、水源涵養機能を強化するというのが第二点であります。第三点は、都市周辺に關連いたしますが、生活環境の保全、形成という問題が最近非常に高うなつております。そこで、安全で潤いのある地域社会を実現するといふ見地から、災害を防ぐ、防備するといふ面と、健康、保健と申しますか、保健休養といふような面をあわせて森林を整備してまいることを考えておるわけでございます。これらの三点を重点といたしまして事業を計画的かつ強力に推進するわけでございますが、総投資規模は一兆七千六百億円でありまして、治山事業としましては一兆四千七百億円でございます。

○林(保)委員 あと、同じようにこの三つの重点の中でわかりやすく、岡山の場合はどういう事業を取り上げているのか、また、これから取り上げていくのかという点をひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○秋山政府委員 いまの重点を踏まえまして、特に岡山の場合には先生御承知のとおり花崗岩の風化地帯でございまして、この地質的な面からの災害という問題が出ますので、特に山地災害の危険地対策を重点に、現在鋭意検討中でございます。代表的なところを二、三申し上げますと、まず国土安全性の向上という面から申しますと、復旧治山、予防治山等につきましては、高梁川流域を重点にやつてまいりたいと思つております。それから、重点的に保全地域を指定しまして総合的な治山事業を進める個所といたしましては、玉野市とか総社市等を対象にまず考えております。それから、水源涵養機能の拡充強化という面でもまいりますと、特に重要水源地域におきましては、森林を二段林に作りながら機能を増加するという方法が非常に有効でございますので、そういう重要水源山地整備治山事業として加茂町とか和気町をまず当面考えております。それから生活環境の保全、形成といたしましては、生活環境保全林を整備するという仕事が出てまいりますが、津山市とか井原市をまず現在代表的に考えておりますが、さらに今後詳細にわたりましてはこれから検討してまいりたい、かように考えておるところでございます。

○林(保)委員 いまおつしやつた一の場合の総合的な治山対策で、玉野と総社が華がる理由というのはどういう理由からこれはきてるのでございませうか。

○秋山政府委員 やはりこれからの地域の定住条件を整備するということになりますと、二百ヘクタールぐらゐの広がりにおきまして災害のおそれのあるところは荒廃地を復旧いたしますが、また、予防治山をすべきところははしていく、そういうようなことと同時に、災害を防止するための林

を必要とするところにつくつて、全体的に定住条件を整備する、基盤を整備するというような形の治山事業がこれからは非常に高うございまして、危険地帯その他の調査の結果に基づきまして、そういう地域においてまず進める必要がある、かように考えておるところでございます。

○林(保)委員 ちよつと細かいことを伺ひますが、これらは地元からの要望か何かはもうすでにしておりますか、まだ出ておりませんか。

○秋山政府委員 地元からも強い要望が出ております。

○林(保)委員 二、三関連いたしまして、具体的な問題をもう少し聞かしていただきたいと思ひますが、河川上流の森林整備及び治山事業はやはりどうしてもやらなければならぬ。高梁川の場合、いまおつしやつたようにはらん常襲地帯の解消のためにやるということでございますが、これはどういう構想でどの辺をおやりになるのか、もう少し詳しく御説明いただきたいと思ひます。

○秋山政府委員 水害等のもとを断つためには、やはり奥地の森林を造成していく必要がございまして、これまでも上流の水源地域の森林整備につきましては、一般の造林事業を進めるのももちろんありますし、また、水源林造成につきましては公園造林で実施もしております。こういうことで進めているわけですが、同時に現在の保安林で機能の若干低下している部分につきましては、保安林改良事業によりまして補植あるいは手入れをしながら苗木を整備していくと考えております。特に水源山地につきましては、先ほど触れましたようにやはり利水の調整あるいは洪水を低減させるというふうなことになるかと、林地のスポンジのような吸収力を高めるといふことが非常に重要でございますので、そういう面で林を二段林につくつて、いつも山を被覆する状態で森林を造成し、それを維持していくというふうな形で進めることが重要だと思ひますので、そういう形でこの高梁川の上流をやつてまいりたいと考えておるところであります。

○林(保)委員 次にまいりまして、山地災害危険地調査を詳細に実施されたというところで、その結果、先ほどもおつしやつたように岡山は風化花崗岩が多うございまして、一体調査の結果として岡山ではどういう結論が出ておりますか、御説明願ひたいと思ひます。

○鈴木説明員 五十三、五十四年両年にわたりましては先生お話しした山地災害危険地の総点検をいたしまして、岡山県では二百六十九カ所の危険地が判明いたしております。

○林(保)委員 具体的に言いますと、三つ四つでいいですが、どの辺なんぞございませうか。お手元にあれば大きいところ、小さいところでもいいですが、具体的に御説明いただきたいと思ひます。あるいは河川の中でどの辺のところが危ないか。

○鈴木説明員 個所別には後ほど先生に御報告させていただきます。

○林(保)委員 じゃ後で資料を出していただきたいと思ひます。

○秋山政府委員 松くい虫の被害が最近非常に多くなつてゐる。特に五十三年の夏の異常気象と申しますか、高温少雨というふうなことがありまして大変増加いたしました。全国で二百万立米を超える被害が出てまいりました。そこでこれまで松くい虫の防除特別措置法で五十七年までやつてまいりましたが、従来の空中防除を中心とした防除方式では不十分でございまして、今回法律を改正いたしまして、松くい虫被害対策特別措置法として今年度の国会で成立を見せたいと思ひたいわけでございます。これによりまして特別防除で空中散布をいたします。さらに地上で伐倒し、保安林等の重要なところにつきましてはチップ化するところまで特別伐倒駆除をいたしまして、実施する。またこの被害がひどいところにつきましては林種転換をし、森林の機能を、いままで松が植わつておるところを松じやいけないうところは別の木を植栽していくというふうな方法をとるとか、また抵抗性の強い松を植えていくとか、そんな方法をとると同時に、従来どちからか申しますと国、県が中心の防除体系でございまして、森林組合、森林所有者が一体になりまして進めるような体系を今度実施いたしまして、万全を期してまいりたいと考えておるわけでございます。

岡山県につきましては、従来確かに全国一というふうなこともありました。最近では、余りよくありませんが、六番程度に下がつておりますが、まだ被害が相当多うございまして、それから特に深層風化地帯と申しますか、地域の問題といたしましては被害木を伐採した後の治山の問題が出てまいりまして、それにつきましては松くい虫被害の緊急対策治山事業というのを積極的に進めてまいりまして、計画しております。予算も対前年比一・二・五％の十四億円を計上いたしまして、現地の実態を調査しながらできるだけ早く進めてまいりたい、かように考えておるところであります。

○林(保)委員 その事業の中に、岡山が六番目で九万五千立方メートルですとか、となっておりまして、一番がたしか茨城だったと思ひます。これは岡山が減ったというのではなくて、よそがふえたというだけであつて、松くい虫の状況は見る目からは余り変わつていないと思ひます。今度やられる治山事業の中で松くい虫対策をお考えになるといふ。どういふ点を重点にされてもう今年度からでも事業に入るのでございませうか、調査が第一でございませうか、その辺のところを……

○秋山政府委員 岡山県はかつては十七万立米ございまして、最近皆さんの御協力をいただきまして九万五千立米まで下がつてまいつたわけでございますが、やはり私も一番心配するのは、被害木を切つた跡が災害の危険にさらされるということがあるといふかと思ひまして、そういう地域を各県の担当者と十分連絡をとりながら進めてまいるわけでございます。これは五十五年からやつておりました事業でございまして、今回の法律改正を契機に、より一層これを重視してまいりたい、かように考えておるところでございます。また、これを、大体いま推定と申しますか、見込みでございますと六千五百ヘクタールぐらいございますので、事業費といたしましても八十億圓ぐらゐかかるのではないかと思ひまして、やはり治山五カ年計画の中に具体的に組み込んでまいりたいというところで現在検討しているところであります。

○林(保)委員 この点は何も岡山だけということではなくて、ぜひひとつ積極的に推進されるよう、特に要望しておきたいと思ひます。いま何かほかの木を植えるというふうな話もいろいろあるように聞きますけれども、なお風化花崗岩の中で冬も緑を確保できるのは松以外にございませぬ、それは当然わかることでございませぬ。もうけれども、そういう意味でやはり緑を回復するということは大事でございまして、ひとつぜひ強く推進されるようお願いしておきたいと思ひます。

それから続きまして、そういう治山事業で荒廃山地の緑の回復がかなり進んできた、こういうことも少しありません。しかしなお見る目では、赤い松をいっぱい植えているというふうなこともございまして、いろいろあるかと思ひますが、その一方で山火事の方が大部分ございまして、これは岡山県の方も余りいい状況ではございませぬ、データをもらつてみますと出火件数が五十五年で全国で四千二百二十、岡山が百五十七件でございまして、比率にいたしますと三・八%、全国平均が二・五だからちよつと多いですなということでございますけれども、ちよつとではなくて私はかなり多いと思ひます。乾燥地帯で出火があり得るといふことを踏まえても、これは少なれば少ない方がいいのでございまして、全国的に山火事がどういふ傾向になつておりますのか。それからその後の問題として、治山事業にどのようにこの焼けた跡を重点的にやつていかれておるのか。特に今度の新五カ年計画と関連して概況をひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○秋山政府委員 最近五カ年間で見てまいりますと、林野火災年平均で全国五千六百ヘクタール、被害額で二十八億圓に及んでおります。残念ながらその原因を見てまいりますと、ほとんどがたき火、たばこ、火遊び等、七〇%がこういう山に入る人たちの不始末によるものでございまして、人為的なものであります。私もこれまでそのおそれのある時期になりますと、山火警防のための啓蒙運動やら都道府県、市町村にも協力いただきまして、特に山火事の多発の危険がある地域につきましては森林巡視員を配置して進めておるわけでございますが、なかなか一般の、特に都市の方から見えます方がたばこの不注意で燃やすという面がございまして、さらにこういう面につきましては徹底を期したいと思つております。

また一方治山事業におきましては、山火事の多い地域等におきましては、非常に火事に強いサンゴジュとかシイの木とか、その他そういうものがございまして、そういうのを防火樹帯としてつくつていくことがこれから重要だろうと思ひますので、そういう防火林の造成も一方で進めながら、またその被害予防のPRも進めながら、万全を期してまいりたいと思つております。特に山火事等によりまして保安林が焼けた場合におきましては、これは早期に保安林改良事業等これを実施しまして、特にまた周縁等につきましては、いま申しましたような燃えにくい木を植えるとかいふようなことを考えながら対処してまいりたいと思ひます。いづれにしても、これは地域の皆さんの御理解、御協力と一般の方に対する理解を求めないとなかなかむずかしい問題でございまして。一朝にして灰じんに帰すという話はやはり非常に問題でございまして、災害その他の誘発に對しまして重要でございまして、今後さらに一層この問題につきまして積極的に取り組んでまいりたい、かように考えております。

○林(保)委員 先ほども申し上げましたように、まさに松も心の問題だし、火事なんかよけい心の問題であります。先ほど来同僚委員の皆さんも森林資源の大事なことと言つておられました。その辺を踏まえてしつかりやつてもらわなければいけません、なおもう一つ、例のマツタケでございまして、これもまただんだん減つていく。松はもう割りばしにしか使えないということになると山の値打ちが下がつてしまふというふうなことを実は大人が言うのです。それではいかぬと思ひます。やはり大人が緑を大事にしなければいかぬ、松は大事なんだ、また、マツタケもあり、ときには鉄砲撃ちにも行けるというふうな、やはりそういうものが何かなければならぬと思うのでございまして。

マツタケについてデータをちよつととらせていただきますと、補助金を出しておられて、いままで京都府が五十五年度が六十八ヘクタール、五十六年度が五十九ヘクタール、広島県が五十五年が五十六ヘクタール、四十四、それから香川県が五十五年が五十六、五十六年が五十七というの出出ております。私の方も岡山でございまして、マツタ

ケが本場だと昔は言われておつたものであります。が、収量も落ちております。こういう制度がありながらどうしてこういううちぐはぐが出てくるのか、それからまた、これを実施した効果は一体どうなのか、これもやはり治山の問題と密接に関連いたしますので、簡単に結構ですからひとつ具体的に御説明いただきます。

○秋山政府委員 燃料革命以前におきましては、松の下草あるいは雑草等もきれいに取つて燃料にしたという関係もございまして、マツタケの発生にもよかつたわけでございますが、燃料革命後はそういう山が放置されておる面もございまして。そこで、やはり今後マツタケの発生を促進するためには、松林の中の灌木とか草等を整理すること、それからそれによつて適度の明るさを保つて腐植層というのをつくりまして、これを取り除くということが非常に重要でございまして、これを私もマツタケ発生環境整備事業というところで、いま先生お話がございましたようにやつておるわけでございますが、京都の林業試験場におきましてやつた結果を見てまいりますと、かつてマツタケが生えていましてなくなつたところにそういうふうな手入れをいたしますと、大体一、二年でまた相当出てくるというデータがあります。それからマツタケというのは大体二十年生以降になつて出てくるわけでございますが、これまで出ておらなかった未発生林につきましてそういう環境整備をしてまいりますと、調査結果によりますと三年ないし四年で発生を見ていけるというデータもございまして、私はこの整備の施策というのは非常に効果があると思ひますので、地域について積極的に進めてまいりたいと思ひます。

特にことしから特用林産物づくり事業というところで村づくりを、定住条件を整備するための特用林産、これはキノコ類が相当大きなウエートを占めておりますが、その中でこの環境を整備する仕事も進めてまいりたいと思つておりますので、今後はマツタケ生産地域につきましては、そういう

事業を積極的に導入しながら進めてまいりたいと思っております。それから同時に、松林の保全にもこれは有効な効果がございまして、そういう面も含めまして積極的に取り組んでまいりたい、かように考えておるところでございまして。

○林保委員 それで去年が三千八百万ですか、五十六年度の事業費の見込みです。それで、ことがどれくらい事業費を見込んでおられるのか、それからそういうのを事業としてやる場合に、林野庁では最低どれくらいの規模から見えておられるのか、半額補助と聞きましたが、そうなのかどうか、その辺のところを御説明してください。

○秋山政府委員 これまでは特用林産振興対策事業ということでマツタケの発生環境整備につきましてやっております。五十六年におきましては先ほど触れましたように、特用林産でつくりをしていくという総額を二十億にしています。これはメニュー方式でございまして、地域がシイタケをつくる場合にはシイタケと林業関係、それからマツタケならマツタケと林業関係というふうな、各種のその地域地域の特性に応じまして、この特用林産を振興させていくというふうな考えでおりますので、それを使っていたくわけでございますが、その場合のやり方といたしましては、一地域で一千万円の地域と約四千万円の地域と二つに分けて進めることにしております。

○林保委員 一千万円と約四千万円というのは、その事業の規模で決めるのですか。どのくらいの面積になるのございましょうか。

○秋山政府委員 一つの集落になります。この約四千万、一千万の中には、やはり山の場合におきましては林道、作業道をつくるということも必要でございまして、シイタケの場合ですと、それを乾燥するフレームも必要でございまして、そういう施設、さらにはその地域で皆さんがどういう形でその村を振興していくかというふうな話し合いをするソフトの金もこれに入れてございまして、それを含めましたメニュー方式でこれを進めてま

いろうというものでございまして、非常に弾力的な使い方もできる面を持っているわけでございます。

○林保委員 当然これらは何らかの形で、農協便りとか森林組合便りで十分あられされていっているのかもしれませんが、どういふところでPRをされているのでしょうか。私はこの話を聞いてからずいぶん調べましたけれども、余り聞いたことがないというか、全然聞いたことがないというところが多いのでございまして。

○秋山政府委員 これは予算を作成する段階から、各都道府県並びに森林組合の皆さんとも話し合いをしながら進めてまいっておりますし、予算の成立を見ました四月以降におきましては、篤と各県の特用林産担当に話してございまして、十分の面はさらに私どもは徹底をしたいと思っております。

○林保委員 ぜひ山を大事にする、緑を大事にする、川を大事にするということをやっているかなければならぬと思いますが、過去の治水事業五カ年計画、それから治山事業五カ年計画を見ますと、進捗率において治山事業の方が大きい。しかし事業費に対する達成率というのは建設省の治水事業が有利といえますか、大きいように思います。これは何か特別な事情があるのございまして。

○秋山政府委員 第五次の治山事業五カ年計画におきましては、治山事業一兆三百億に對しまして九八%の進捗率でございまして。しかしながら、物価上昇を考慮しますと七七%ということでございますが、私も過去の、先ほど指導部長が説明申し上げましたような、危険地域の調査を踏まえまして投資規模を決めているわけでございますが、今回は一・四七倍の治水と同じ伸び率で枠を認めていただいておりますので、その中で鋭意治山事業について進めてまいりたい、かように考えておるところであります。

○林保委員 大事な仕事ですので、ぜひがなばつていただきたいと思います。

最後になりましたが、政務次官にひとつ。新五カ年計画で中小河川、都市河川、四つの重点を置いてやっておられるわけでございますが、これを前五カ年計画の達成率、進捗率、そういうものと比べまして、この五カ年計画が十二兆の規模でございまして、治水だけで一兆九千幾らになると思いますが、それで仕上った場合に結果的にどれぐらいの整備状況になるのか、その辺を御説明願います。

○川本政府委員 お答えいたします。

第六次の治水事業五カ年計画は総投資規模が一兆二千億円でございまして、その中で治水事業本体が八兆二千五百億円でございまして。ただいまお尋ねございました整備率の問題でございまして、たとえば大川で申し上げますと、五十六年度末の整備率が五八%でございまして、それを六三%まで上げたいというふうに思っております。

○林保委員 中小河川など整備率が思うございまして、よほどがんばらなければならぬと思っております。そういうことで、冒頭大臣にもお願いしておきましたけれども、何人畜の害もなく、はしにも棒にもかからぬということであったのかも知れませんが、なおそういう問題が常襲的に出ておりますので、その点をしっかりとやっていただきたいということ、もう一つは、先ほど申しましたように、ある程度、一つのところであれば国費がむだにならないように重点的な投資もひとつと考えて置きたい。全国的なバランスもなおとっていただきたい。むずかしい注文になるかと思ひますが、大臣並びに事務当局にこの点を重々お願い申し上げまして、ちょうど時間でございまして、質問を終わりたいと思ひます。

○村田委員長 これにて林保夫君の質疑は終了いたしました。

次に、中村義彦君。

○中村委員 私は、ただいま議題になっております治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案について何点か質問をさせていただきます。

治の要諦であることは論をまちません。このような事柄の重要性にかんがみまして、私は大臣の管理責任がある一級河川、上流から下流まで、地元の一級河川の大井川を視察させていただきました。その中で私は、何点か具体的な問題を通じてこの法案の縮図とも言ふべき問題点を具体的に質問させていただきます、大臣の見解をお伺いしたいと思います。

この大井川には、大臣も御承知のように、いま建設省が計画しております有効貯水量約六千八百万トン、相当大きな多目的ダム長島ダムの計画があるわけでございます。さらにはこの水系全域で十数カ所のいわゆる発電ダムがあるわけでございます。この河川をずっと見てまいりますと、いろいろな問題があるわけでございますが、まず冒頭に、先ほど来委員会でもダムの安全が論議されておりますが、私は冒頭に河川局長に、いま建設省が計画しておりますダムは安全かと単純にお伺いしたいと思ひます。これは海外におけるいろいろなダムの事故の例を挙げるまでもなく、日本の国にも、私の手元にあります資料でも幾つかございまして、先ほど来問題になっております地すべりだけではなく、いわゆる漏水あるいはゲート破壊等のダムの事故があるわけでございますが、やはり地元としては建設省のつくるダムは安全であるということ、これを前提に、皆が期待しておるわけでございますが、絶対安全ですかという質問に対してどうお答えになりますか。

○川本政府委員 ただいま先生お話ししましたダムの事故でございまして、これは確かに過去におきまして、アメリカでもあるいはフランスでもダムが破壊する、一番近いのはテイートンダムというものが破壊しております。また、ゲートの破壊ということでは、わが国におきましても利水ダムでそういった事例もございまして、

わが国の直轄でやっておりますダム、建設省が関係しておりますダムといひますものは、その技術基準の内容をしっかりと固めておりまして、また十分な事前の調査、ダム本体に關しましてはそ

いったことを十分行いまして、万全の措置をしてやっておるところでございます。ただ、先生おっしゃいましたように、絶対という言葉はわれわれの技術社会にはちよつとあり得ないこととございまして、そういった面での表現は差し控えさせていただきますを得ないということを御了解いただきたいと思ひます。

○飯仲委員 どうか、静岡県は地震強化地帯でもありますので、その点はいままでの私がいろいろ伺っている範囲内では安全を十分とつていらつしやるようでございますが、さらに技術的にも不安のない多目的ダム、期待にこたえられるダムをつくつていただきたい、これはまずお願いしておきます。

次に、大臣にまず大井川の現況について正確に御理解いただきたいと思ひますので、委員長、ちよつと大臣に後ほど資料をお渡ししたいので、よろしゅうございませうか。

○村田委員長 結構です。

○飯仲委員 その前に、大井川といふと大臣も御承知のように、東海道五十三次の広重の絵を見てまいりますと、あの島田にはれん台として旅人を渡しておつた、あるいはお役人がいたような川会所、これは島田市が文化財として保存しております。そのように、昔から言われておりますように、越すに越されぬ大井川、こういう言葉もありますように、大井川には昔から豊水、平水、濁水、年間を問わず水があつた。これは地元のわれわれがよく知つておるところでございます。特にこの大井川水系の中には、静岡県ではお茶で有名な川根、中川根、本川根、三町があるわけですが、川根のお茶と言へば有名です。特に大井川の霧によつておいしいお茶ができたわけですが、中川根町に行きますと、役場の町長室には大井川を遡航している帆かけ船の写真が飾つてあります。昔はこんなに水がありました。これが前提なんです。それを前提にして、ちよつといま委員長にお断りしましたので、この資料をちよつとお渡しします。大臣、これは写真ですからごらんください。大臣

にいまお渡しした写真からちよつとごらんいただきたいのです。ナンバーワン。これは現在の大井川の中流、中川根町一帯の写真でございます。これは私が撮つたのでございますから余り上手じゃない素人写真でございますが、歴然と水がないとおわかりだと思ひます。全面砂漠のような状態です。これは私が五十二年にこの問題を指摘したとき、当時の河川局長も死の川というような表現を委員会の答弁でなさつていらつたわけですが、確かに砂漠のようなんです。ところが、その中川根の一番の写真、ちよつと大臣も一回見てください。その中川根の砂漠のような写真の下に、一点洪水で溢水している写真があると思ひます。このようにふだん水がないのが、洪水になりますと一通で枯渇している川がどつと出てくるわけなんです。これがいま現在の大井川の現況なんです。そこには三種の写真をありますけれども、大臣、この三つの写真をちよつと見ていただければ、私は見なくてもわかるのですけれども、そこにやはり中川根の高郷の地区の写真が出ております。左側には学校の写真があると思ひます。平常のときの学校の写真が土手の上に建つております。それが台風時にははるかに見えるように、川の中におぼれそうな状態に同じ学校があるわけなんです。これが、いま水のない大井川が一たん台風のときには一挙にこのように水が出てくる。これは何も建設省が雨を降らしたなんて、そんな無謀なことを言っているわけじゃありません。そういうことではなくして、水がないけれども、一たん台風になると非常に危険をはらんでる川だということをお大臣に御認識いただきたい。それから大臣、ちよつとお手元の表を見ていただければ、これは中部地建でつくられた表です。建設省の調査表です。一番左側に自然流況、上に豊水、平水、低水、濁水とございまして、これは昔大井川にこのような水がありましたよという一つの例でございませうけれども、たとえば豊水期には百三十トン、いわゆる百トンを超す水があるわけなんです。真ん中は現況です。現況をごらん

いただきますとゼロがずらつと続いております。これは表流水がございせんという、ほとんど水がゼロなんです。三番目は建設省がこの水のない川に何とか水をつくらうといつて、いま長島ダムをつくつて表流水を流してみせようという苦心の表でございませうけれども、これが大臣、昔越すに越されぬ大井川と歌に歌われた大井川なんです。砂漠のような状態になつてゐるのがこの現状なんです。大臣にまずこれをしかと御認識いただいて、これから私質問するところを深く御理解いただいて、今後の建設行政の中でどうあるべきかを考えていただきたい。

〔委員長退席、住委員長代理着席〕

では、なぜ大井川にこのように砂漠のような状態になるほど水がなくなつてしまつたか。私は、通産省が悪いとか電力事業者が悪いとか、そんな考えは持つておりません。これは、日本にとつてたつた一つの貴重なエネルギー源である水を何とか有効に使おうという考えであつたでしようし、当時日本の国が敗戦から立ち上るうといつたときに、何のエネルギーもない、この水を最大限有効に使おうと思つて、国全体がこの水をエネルギー源と求めておつくりになつたという背景を私は理解しております。昭和十一年に大井川発電所をつくつて、三十年代に六カ所の発電所をつくつて、大井川水系には計十カ所の発電所があるのです。しかも、この発電所は、大臣に御理解いただくためにちよつと書かせていただきますと、上流から下流まで導水管で発電所から発電所へ水を流してあります。中間の河川の上はほとんど水を流してあります。ですから、島田市までそのような水のない状態が続いてるわけでございますけれども、これは、当時の時代的な背景といひますか、国全体の施策として行われたのであろう、私も、いまの立場でこれがどうのこうのという気持ちでは毛頭ございせん。しかし、果たしてこのままでもいいのかという疑問は現在私も持つております。その点をこれから具体的にお話をさせていただきます。

なぜ私がこの問題を提起するかといひますと、私が大井川筋を上つていろいろな方に会います。そのときに出てくる村人といひますか、その町の方の言葉の中に、このダムができれば、一つは水没の心配はございせんという説得の仕方、あるいは大水の被害が軽減されますというふうなことで、みんなはああ住みよくなるのかと感じていらつしやる。ところが現実はそのうじゃないわけですね。そうじゃない。なぜそのうになつてしまつたかといひますと、ここで私は、こういう現状の中から一番問題だと思ひるのは、ちよつと全然水がないところへどつと出てくる、これは発電ダムをつくつたから悪いのだ、あるいは建設省がどうのといふことではなくして、いまもし私がこれから申し上げることに本気になつて取り組めば、ただあれば被害を出さなくてもいいのじゃないか、あるいは最小限に食い止められるのじゃないかという考えを私はちよつと持つております。そのことを具体的にこれから大臣に申し上げたいと思ひます。

私は政府の資料で質問をずっと続けます。政府が持つていらつしやる資料にこういうものがございまして、「全国氾濫区域、土地面積、人口、総資産額概括表」。これは建設省がおつくりになつた五十五年度の調査でございますが、ここにこういうことが書いてございまして、洪水はらん区域の人口、資産等について、昭和五十五年の調査によると、全人口に占めるはらん区域内の人口の割合は、昭和四十五年の四六・三から五十五年は四八・二、六十年には五〇・三、人口の半分が河川のはらん区域内にいますよ。しかも、その資産が昭和四十五年は百九十六兆円に對して五十五年には四百二十七兆円、約二倍です。六十年代は五百六十六兆円、これだけの資産が河川のはらん区域内に存在するわけですが、そういふよ、いよいよ治水という観点でこれから河川の行政の中では大事じゃないか。いままでは利水にウエートが置いてあつた。しかし、人口の半分、資産がこんなにふえてくる状態にありますと、河川管理と

円になっていきますよ。いまの十発電所で五十七万キロワットアワーでしょう。単純に二掛けて五掛けるとどうなりますか。やはりそんなものですか。五億円。わかりました。

大臣、いまずっと一連のやりとりをお聞きになっておわかりいただいたと思うのですが、いまダムをつくりますとほんと五億円。浜岡には百二十億。今度多目的ダムで水をつくったのが大井川をずっと行きまして浜岡までいくわけですから、この同じ流れの中に住んでいる住民としますとちよつと不本意なですね。それは、当時は法律がなかったから、いまこういう時代だということとではわかるのですけれども、こうやって考えますと、いまつくれば五億円程度。ところが先ほど通産省が御答弁になりましたように、本川根町で三千万、中川根で八百六十万、川根町で九百三十六万。この水力発電の方に交付される交付金は最低額が三百万、最高が三千万です。頭打ちなんです。単年度でそれ以上出ないのですよ。それで七年間だけは出ましよう、その次は電源開発に協力するならばさらに延長します、こう言うのです。これは地元の方にとっては非常に腹立たしいといえますか、われわれは長年協力してきていますよ、被害も受けていますよ、なのに協力してないからとは言わないでしよう。協力したら出さなくて、そんな恫喝とは言いませんけれども、そういう姿勢は誤りだ。長年お世話になって、本当に御苦労をかけて、いろいろな御迷惑をおかけし、御協力をいただいているのだ、黙っていて延長するのがあたりまえだと私は思うのですけれども、またその時点になったらさちと私は言います。

大臣にこれから御答弁いただきますけれども、その前にちよつと通産省に二つお聞きします。この電源立地の交付金で、原子力に四百五十円、水力には二百円と半分以下に差をつけた理由は何か。それから、昨年からわざわざ、わざわざというより私はこれは非常によかったと思っているのですけれども、水力発電施設周辺地域交付金を運まきでもおやりになったのはなぜですか、明確に。

○渡辺説明員 最初に先生の第一点についてお答えさせていただきますと思います。

現在電源立地地帯に對します促進の交付金といましては、新設の発電所に限りまして交付する、こういう制度になっておるわけでございます。その交付の金額につきましては、発電所の種類と申しますか、原子力であるかとかあるいは火力か水力かによつて若干差がございます。基本的には発電所の出力に私どもが定めました単価と係数というものを乗じて算出するという仕組みになっております。

まず単価につきましては、先生御指摘のありましたように、原子力につきましては四百五十円が基本単価でございますが、水力は二百円というところで半分以下という水準になっておるわけでございます。この単価を定めます基本的な考え方といましては、電気を発生する量の違いというものを一つは見ております。具体的に申しますと、原子力発電の場合でございますと、大体出力に對しまして年間の稼働率が見え六割を超えておる、こういう状況になっております。これに對しまして水力発電の場合にはキロワットに對する年間の稼働の割合で見ますと三割弱というふうなことで、半分以下の水準になっておる、こういう実情がございますので、こういう点を考慮している点がございします。

それから二番目には、いま私どものエネルギー政策の中で、確実に増大していく電力需要を賄うためにできるだけ多くの電力をつくりたい、こういうことを考えているわけでございますが、その中で立地に当たりまして、できるだけ多くの供給可能性のある電力に對してより多くの資源の配分をしていくということで、政策的にどうしてもある程度順位をつけざるを得ない、こういう実情にございします。そういうことから、結果的に先生の御指摘にございましたような単価の差になってきておる、こういうことでございします。

それからもう一つの係数と私どもが言っております数字でございますが、これは原子力発電の場合が七という数字でございますのに対して、水力発電の場合は五というところで、これも低目に設定されております。この係数という考え方は、基本的にその発電所の建設期間というものをしんじやくして定めておるわけでございます。それで、最近の実態で申し上げますと、原子力発電の場合には着工いたしましてから運転開始するまでに六年近くかかっておるわけでございますが、一方、水力発電所の例で申しますと三年もかかっておらない、こういう状況でございますので、こういう面でも原子力と水力の場合に差が出てくる、こういうことから御指摘のような差になっておるわけでございます。

○高木説明員 既設の水力発電所に対する交付金について御説明申し上げます。

先ほどの電源三法の交付金制度が四十九年にできたわけでございますけれども、水力は、たとえば火力、原子力と比較しまして非常に昔からつくられ、運転されておりますから、そういう意味では大変古い発電所が多いということが一つございします。それからもう一点は、水力は火力などに比較しましてきわめて耐用年数が長い。ということはどういうことかといえますと、火力は相対的に短期間でスクラップ・アンド・ビルドされることになり、そしてビルドされますとそこで新たな投資が行われて、したがって地元への固定資産税等の寄与も還元して大きくなる。片方、それに対して水力は、一度つくるとずっと減少する一方である、そういう水力の特殊性に對する不満の聲が非常に高くなってきたことにかんがみまして、それでわれわれとしては、そういう火力と比較しまして、地元への寄与を補てんする、そういう観点からこの交付金制度をつくったわけでございます。

○数仲委員 きょうはそのことをやっている時間がないのであれですが、いまの通産のあたりには私は全然反対なんです。というのは、一つだけ言っておきますと、いわゆる水力発電というのはいま申し上げたように、長い年月毎年のように被害に遭つて、そしてたとえば、発電所にどうしてこれと言えればこれは通産省ですよ、通産省に行けばこれは建設省ですよというやうな堂々めぐり。弱い住民は、発電ダムができて水害がなくなるだろう、あるいは水没の危険はなくなるだろうと期待をして協力してきたが、毎年、たとえば床へ水が上がつてくる。全部自分でその補修はしていかなければならない。何にも得るところはない。特に川根三町は財政力の弱い町です。しかもここは直轄区域ではありません。県の管理区間です。何かやろうとすれば負担が出てきます。弱い財政力ではできない、やり切れないのが水力発電を抱えた町村だと思ふのです。しかも先ほど言つたように、治水については責任がありません。この私のやりとりを読んだ全国の水力発電ダムを抱えた町村の人がどう思うか。これは一体どうなんだ、われわれは長年苦勞して協力したけれども、災害などは通産省は一切責任がないんだな、これじゃ水力ダムについては考え直さなければいかぬぞと、大変な問題になりますよ。そんな考えでいつまでも通る時代じゃないと思うのです、先ほど私が申し上げたように。そんなことを言っているから事柄は円満に進まなくなつてくる。確かに当時は国策であつたかもしれない。しかしいま公共事業ですよといつて住民の前を踏みつぶして歩ける時代じゃないのです。やはり住民の生活、権利、そういうものを守りながら、協調して、地域で共存共栄していかなければ企業だつて公共事業だつて存在できないはずですよ。それをいまずと申し上げたように、御答弁では、これを読んだ方々は全国的に発電ダムに對しては非常に不本意なお気持ちにならうと思うのです。これは私また時間を改めて、先ほどの御答弁に對しては一つ一つ具体的な例で問題を提起してまいりたいと思ひます。きょうはこれをやつていまして、もつと大事な大臣にお願いしなければならぬことができなくなつちゃうので……。

大臣、ここからが大事な点ですよ。ここからがきょう大臣に聞いてもらいたいところなんです。いま申し上げたように、この川根三町というのは財政力の弱い、どこにでもあると言つては申しわけないですけども、普通の小さな町です。こういうところは、いま申し上げたように年間三百億を超すような発電に協力をして今日があるわけでございますが、被害は毎年出るのです。いま河川局長に大井川水系は過去十年ぐらいい、どのぐらいの被害が出ていますかと急に聞いたら、恐らく資料がありませんとお答えになろうかと思ひます、やめておきましょう。私のところに県だけがやつた被害の額があるのですが、ざっと十億近い被害が出るのです、県の工事だけで。これは建設省や町単独の事業等を含めると相当な金額になつてくるのです。年々こうやつて被害に遭つていくわけでございます、こういう被害を前提にして、私はこの解決策はないのかという点で大臣にきょうお話をしたいのですよ。

一つはこの河川、いわゆる発電所が十カ所もあるような、これほど国に貢献しているような河川は国が積極的に大臣の責任で管理する、いわゆる補修もやるような、そういう姿勢になつていただかなければ、さっきの写真のようなところは直らないのです。そこは大臣の管理区間じゃないのです、県の管理区間なんです。一つは直轄河川として全域を大臣が治水、河川改修に責任を持つていただく。これほど住民に負担をかけている、被害は少なくしましょう。交付金も出ませんというのです。五十六年度からは出ますよ、それまでは出なかった。こういう状態だったら、一つは大臣が責任を持つてこの河川を抱きかかえてくださることでです。

もう一つは、これは大臣に言うのはちよつと申しわけないのですが、大井川全体のいわゆる高水をとどういう形で見て、それを治水計画の中に入れていくかといひますと、これは河川局長の御専門でございます。これは昭和二十九年九月の台風十四号をもとにして、いわゆる大井川の下流の神座

という地点で計画高水流量六千トンとして治水計画をずっとやっていったのです。しかしその後、四十年九月の台風二十四号、それから四十四年八月の台風七号、これを基準にしましてこの計画高水流量等を改定いたしました。現在大井川では基本高水が神座で一万一千五百、計画高水流量が九千五百。当面の実施計画が六千トン程度で進んでいると思うのでございまして、ここで大臣に聞く前に河川局長にちよつとお伺ひしたいのでございまして、基本高水あるいは計画高水流量は作成されております、一万一千五百。あるいは長島ダムは九千五百とかやつておりますけれども、現在大井川流域全域を見て、直轄も県の管理区間も見て、ざぱり言つて神座の流量に換算したときに何トンの水まで大井川は耐えられるような河道改修の状況か、こう言つたら何トンとお答えになりますか。

○川本政府委員 ただいま先生お話しございました神座から下流が直轄区域になつていて区間でございまして、その地点ではおおよそ六千トンの疎通能力があるかと思ひます。ただ、知事管理区間の方におきましては地区地区によつて違いますけれども、概して言ひますと三千トンないし四千トンぐらゐの能力ではなからうかと思つております。

○藪仲委員 もう時間が余りないので、これは大事な点なのでちよつと大臣にこちらから幾つか申し上げたいと思うのでございまして、いま河川局長が中間で三千ないし四千トンと言つたのです。

じゃ、これは通産省にお伺ひしますが、長々と答弁しないで数だけ言つて下さい。例を言ひます。ここに、私の方にあるのですが、昭和五十年八月の台風六号、ちよつとこれに近い数字があるんですけども、塩郷の堰堤のところ、塩郷の堰堤というのちよつと中間区域になるわけでございますが、塩郷の堰堤のところと井川ダムの堰堤との放流量は何トンか、簡単に言つて下さい。

○高木説明員 このダムは洪水調整をやりませんので、最大放流量というものは直接その河川の流量でございまして出てこないと思ひますが、たとえば操作規定にございまして……(藪仲委員「資料が私の方にあるんだから言つちやうた方がいいですよ」と呼ぶ)洪水時の操作を開始しますときの流量を申し上げます、井川ダムでは八百四十トン・パー・セック、それから塩郷ダムでは千八百トン・パー・セックでございます。

○藪仲委員 もう少ししっかり勉強してください。私は素人だつてこの資料をちゃんと読んでいるんだから。八百四十トンというのは井川の洪水時操作流量です。私の聞いているのは、昭和五十年八月二十四日、六号台風の最終資料がここにあって、これで井川の堰堤から放流されている最大の放流量は二十三日の十四時、千五百五十六トン・パー・セックです、そうでしょう。それからこのときの塩郷の堰堤は四千二百トン。この資料はこのときのダムの操作規程からいただいた資料です。それから間違ひございません。もつと正確な数字を言つていただきたい。時間がありません。

大臣、いまなぜ私がこの数字を申し上げるかというと、一番奥にある井川ダムから千五百トン出しますと、ちよつと中川根で四千トン近くになるのです。さっきの写真で洪水になつていて状態が四千トンなんです。ということは、井川ダムから千五百トン放流しますと、下流はあれだけ洪水になるわけですよ。

そこで河川局長にちよつとお伺ひしたいのですが、いまの大井川の河川の状態、井川ダムから無害といひますか、下流で被害が起きない安全な放流量は何トンぐらゐとお考えですか。

○川本政府委員 井川ダムでの下流に対する無害放流量ということになりますと、私も計画しておりますが、長島ダム地点と大体同じであらうかと思ひますが、そういつたことから考えますと、私どもの推察では毎秒千二百トンぐらゐではなからうかと思つております。

○藪仲委員 千二百トン。大臣、そこに三百トン

の差があるわけですね。千二百トンを超えたと下流では危ない状態がいま大井川なんです。しかし、これは現在の基本高水とか計画高水よりずっと下回つて数字でございまして、現況でいへば井川ダムでは千二百トンを超えますと危ないのじゃないかというのが川根三町の状態なわけですよ。

そこで通産省、また長々と結構ですから簡単に言つて下さい。井川ダムの水位を一メートル下げると何トンの水が該当するか、そしてその水を発電量に換算すると大体何千万ぐらゐか、ぼんぼんと答えてください。

○高木説明員 おおむね水位一メートルの容量は三百八十万立方メートルでございます。そこで、仮にそれを急速にゲートにより下げまして発電損失を換算いたしますと、大体一回の水位の低下で四百四十六万キロワットアワーでございまして、仮にそれが年五回あつたといひますと二千二百万キロワットアワーでございまして。(藪仲委員「金額、一回」と呼ぶ)先ほどのキロワットアワー大体十五円ということ仮定いたしますと、約六千七百万円程度かと思ひます。

○藪仲委員 大臣、井川という大きなダムの水位をちよつと下げますと三百八十万トン水が影響するわけですよ。それがいま六千七百万と言ひましたか、その程度のオーダーなんです。六千万円台のオーダーで、金額的にはそうなんです。一億いてないのです、一回一メートル下げると。よろしいでしょうか。

河川局長お答えいただけますか。いわゆる制限水位といひますか、無害放流のレベルを一メートル下げますと、いまの建設省のダム操作規程で無害放流八百四十トンが流入してから放流していきまふね、そうするとピーク時といひますか、大体毎秒何百トンぐらゐカットできるか。これはいいます言つて無理ならば、私の方に大体あるんですけれども、大体百万トン強、二百万トン弱カットできるんです。この数字間違ひしていませんか。

○川本政府委員 貯水池の容量、たとえば百万ト

ンあたり洪水が何トンカットできるかというお尋ねでございますが、これはもう各地域、地点によりまして雨の降り方、それから流れの波形といひますか、洪水の波形、こういったものがワンプロジェクトごとに異なっておりますので、一概に百トンあたりでおおむね何トンカットできるであろうという事は言えない。もう一つ一つ詳細に検討しませんとそれは出てこないはずでございます。

○数仲委員 これは河川局長、後でゆくり計算してください。私が申し上げたのは百万トンじゃないのです。建設省がダム操作規程でいわれる二山の例を引かれて洪水調整のダム操作規程をおつくりになっている、承認していらっしゃる。私の方にあります。それでいって、いま井川を例に、井川のダム操作規程で言っているんです、二山でやっているんです。一メーター水位を下げると三百八十万トン水量で減るわけです。これが、放流すると放流量で大体毎秒何トンぐらいカットされるかといひますと、これは後で河川局長にゆくり計算していただきますけれども、百万トンから二百万トンの間なんです。これはグラフを解析すれば河川局長は一発で出るんですけれども、いま御答弁いただけません。という事は、井川の水位を一メーター下げますと五十年八月台風六号、大臣さつき写真見せましたね、あの程度の水害が起きないで済むのです。井川の水位を一メーター下げ、あるいは極端にもう一メーター、二メーター下げますと大丈夫なんです。ところが、通産省は無効放流はいやです、ようおっしゃるのですけれども、発電で計算すれば約六千万円のオーダーで済むことなんです。下流の被害あるいは下流の協力等を考えたときに、私はこれから大臣に何を申し上げたいかという、きょうは駆け足で恐縮なんです、発電ダムでも容量の大きなダムは治水能力を持っています。いま通産省にこれを言えば、建設省のダム操作規程どおり操作したら振りかえ水は何トンのカットをしておりまして、こういう答弁が返つ

てくるのはわかり切っているのです。そうじゃないのです。いま私の資料の中には、多目的ダムの中で予備放流水位を下げてダムの治水能力を上げたり、いろんなケースがあるわけです。多目的ダムではそういうことはできるのですけれども、発電ダムは利水に重点を置いておられますから、治水には一切責任がないのです、さっきのとおり。しかし私はこの前の委員会でも、これは建設省に言っております。建設省は、今後このような大型のダムについては、あるいは一級河川等の場合は、利水だけでなく治水にも協力するように大臣が通産省と御協議いただいて、水位を一メーターか二メーター下げる。単位で言えば億、二億までいかないですね、一億数千万で下流の被害がぐつと軽減されるわけです。

こういうことを考えて、私の言いたいのは、一つは直轄にしろと言ったってなかなかできない問題。水位をもう少し協力してくれないかという事は、大臣が今後河川の安全の上から通産省とどうしても御協議いただいて、いまこのように財政窮迫の折から、住民の不安を解消するために利水ダムにも治水の責任を多少は持たせてほしい、私はこう願っております。一人なんです。大臣、いかがでしょう。

○始関閣務大臣 お答えを申し上げます。

ただいまは数仲委員から、越すに越されぬ大井川と言われた大井川の昔の話から、昭和十年代から、戦争の前期でございますね、ダムが十もできた。ところがふだんは水が全然なくなっている。川に水がないというのは殺風景な話ですね。しかし一連台風とか何とかという事になりますと洪水、出水がひどい。ただいま御自分お撮りになった写真も拝見したわけでございます。その原因はいろいろあるのではありませんか、発電ダムというものは治水には責任がないというたてまえなんだけれども、大きなダムになりますと関係や責任があるとかないかといひても、実際上は治水の上に大きな影響があるわけでございます。ですから、つまり発電会社から言えば水は金なんですけれども、雨が降りそうときと限定するともたかぬのでしようが、少し水位を下げておけば洪水の発生がうんと減るというようなことを考えてやったらいいじゃないか、その点について通産省と話をしようということでございます。

ここにごさいますのは河川局長から私のところに来たメモなどでございますけれども、これは数仲先生もおっしゃいましたように、発電ダムは発電ダムで水を一滴もむだにしないというふうなことでやってきたのが当時の事情等からやむを得ない側面があったと思われれるのであるが、河川としてあるべき姿及び河川環境に対する地域住民の方々の要望等を考え合わせると、大井川の水は回復する、これはふだんでもという意味だろうと思ひますけれども、生み出す必要を痛感し、努力しておる、努力しておるということは通産省と話をしているということかどうか、余り細かいところまでまだ聞いていないのですが、水利権の問題につきましては、何と申しまして建設省の方が大もとを握っておるわけでございますし、合理的なお話であれば、発電会社といえどもそう一方的に自分の利益ばかりを主張するわけにまいらないと思ひます。電力事業だつていまそう窮屈なわけでもないようでございますから、御趣旨に沿って研究し、検討し、また必要があれば交渉するということをお願いいたします。

○数仲委員 どうか大臣、私時間がないので駆け足の質問で意を尽くせなかつた点大変恐縮でございますけれども、私は別に通産省が憎いわけでも発電が悪いという立場に毛頭ございません。何とかいま可能な限り建設省と通産省の英知をかき集めれば、必ず私は持つておる社会資本の中で十分に住民の不安を解消するに足る結果が得られるのではないかと、こう思っておりますので、通産省の方、いろいろ申し上げて大変恐縮なんでしょう、通産省の方でも、通産省の方もこういう建設委員会になかなか出てきていろいろ御答弁しにくかつたと思うのでございますが、いかがでございますか、通産省も御協力いただけるかどうか、最後に

一言お答えいただけますか。大臣があれだけ言っているのですから協力してください、どうでしょう。

○高木説明員 発電専用ダムの維持運営につきま

しては、建設省と緊密な連絡をとって今後とも進めてまいる所存でございます。

○数仲委員 大変無理なことを私はたくさん申し上げていると思ひますので、その点十分お含み置きいただいて、改善の努力をこころ願ひしたいと思ひます。

それでは次に、私地元のいろいろな問題をたくさん聞いてきたのですけれども、できなくなつたので駆け足で何点かやりますから、恐縮でございますが、御答弁をお願いしたいと思ひますのでござい

ます。

私は五十二年の委員会でもお願いをしたことがござい

ます。これは長島ダムの建設に伴ひまして、現在の井川線をつかえなければならぬ、水没するのでつかえてほしいという要望が地元で出たわけでござい

ます。

この流れを詳しく申し上げますと、当時は水没という空気がございまして、地元で井川線存続期成同盟会、会長には亡くなられた鈴木治平さん、事務局局長に望月恒一さん、三千名の署名を持つて建設省や中部電力、静岡県、役場へ陳情に行かれた。ここからスタートしてどうやら水没は免れたわけです。しかし、その後やはり地元では何とかこれを地元の大きな観光のといひますか、本当に山村でございまして、このダムと同時に、少なくとも町がより明るく希望の持てる町づくりをしたいということで、今度新しく五十年代に入りまして井川線アプト式存続期成同盟会というふうな名前を変えまして、この運動が井川はもろんのこと静岡まで輪が広がりました、六千名ほどの署名が集まりました。この一番上の本川根町では町民の九七・五%が署名に参加しました。そしてこれを先ほどの建設省や中部電力、静岡県や町へ何とかつくってほしいという陳情をした。やはり会長は鈴木治平さん、事務局局長は望月雅彦さんで、

こういう運動が粘り強く今日まで続いてまいりました。私はこのお話を何回か伺って、委員会建設省の見解をたまたまわけでございますが、建設省はやはり地元の要望を十分満たしているというふうなことでございました。しかし、これがだんだん具体的な段階に入りまして、きょうは、建設省のこういうことをやりますよということを明確に局長からお伺いしたいと思います。それから、この長島ダムがこういうことになりまして、やはり一番問題は、水没なさる方への補償の問題や生活再建の対応がいろいろと問題になつていくわけでございます。私は、この水没なさる方が新しい生活設計をなさるのには、当然いろいろ御苦労を持って新しい人生に立ち向かわれるわけで、それを支える意味で十分な御配慮を当然建設省は考えていただいていると思うのでございますが、この辺の見解をお伺いしたいと思います。

三番目には、やはりこの長島ダムができて本当によくなったなという、これは国土庁所管だと思ふのでございますが、水源地域対策特別措置法に基づいていろいろと住みよい町づくり等が計画されていくことだと思ふのでございますが、やはりこういう大事業を、地元ではどうなるのかということと不安と期待と入りまじつた思いに駆られておるわけでございます。そういう点、地元も建設省には協力しようという体制にございますので、両局長の御答弁が非常に期待されるところでございますので、どのような計画か御答弁をいただきたいと思います。

○川本府委員 まず第一点のおたしの井川線のつけかえの問題でございます。大井川鉄道の井川線につきましては、長島ダム周辺地域にとりましては重要な交通機関でございますし、そういった役割りを果たしておりますが、水没区間が一部ございます。そういった区間のつけかえを行う必要があると考えております。そのために従来から関係当局と協議を重ねてまいつておまして、つけかえ区間の地形であるとかあるいは地質あるい

は交通の実態、そういったものなどについて調査検討を重ねてまいりまして、昨年十二月には大井川鉄道に對しまして、いまお申し出がありましたアプト式の鉄道を重点といたしました技術検討を委託しております。この検討結果がことしの秋ごろには出てくるかと思つておりますが、その検討結果の提出を待ちまして、早急に具体的なつけかえ案を確定したい。アプト式ということで現在検討を進めておるところでございます。

それから、水没者の方々に對する生活再建措置の今後の対応でございますが、長島ダムにかかわります補償につきましては、先生御承知のように、地元関係者の方々の大変な御協力を得まして、今年の三月十七日に一般補償基準の調印を見たとところでございまして、その点は大変厚く地元の方々に感謝しておるところでございます。今後はこれに基づきまして水没関係者に対します補償金の支払いを鋭意進めてまいりたい、まずそれをおつております。

また、生活再建措置につきましては、水没者の方々の生活再建の中心となります代替地、これは静岡市の堤町というところにも現在予定しておりますが、そのほかそういったところの対策などが考えられておまして、水没関係者に対します生活相談あるいは職業の紹介のあつせん、こういったものはもうすでにかねてから実施しているところでございますが、そういったいろいろな面での対策とあわせまして十分対応してまいりたいと思つております。

○高秀府委員 国土庁の方から、いま先生お話し水源地域対策特別措置法に基づく整備計画について概略御説明を申し上げます。先生いまお話しのように、ダムについていろいろな地元の方々の御理解、御協力を得るために水源地域整備計画をやつておるわけでございますが、長島ダムにつきましては住居が約三十九戸、農地が十五ヘクタール水没するということでございます。水源地域対策特別措置法に基づくダム指定をやつております。五十四年の四月十七日

に行いました。その後水源地域の指定を五十六年三月六日付で行いまして、五十六年三月三十日に水源地域対策特別措置法に基づく整備計画を策定して、この計画に基づいて五十六年度から事業を実施しております。

この整備計画の中身を若干時間をいただいて御説明を申し上げます。整備計画の事業の内容といたしましては、災害防止と生活基盤の整備を図るための谷どめ工等の治山事業、護岸を施工する治水事業及びダムの下流と上流の水源地域を接続するために、ダム事業と合併で施工する県道等の道路事業が合計約十二億二千万円、産業基盤整備として水源地域の基幹産業である茶園の整備等を行う土地改良事業、水源地域の林業経営の近代化を促進するために林道開闢事業等林道事業及び茶園経営の合理化を促進するための共同製茶工場建設事業が合計約九億四千万円、その他生活環境整備として水源地域のコミュニティセンターを増進し、集落社会の維持を図る有線放送電話施設、ダムにより水没する歴史、民俗資料の保存、展示を行う資料保存館、生活用水の確保と整備を行う簡易水道施設の建設事業、水源地域の子供たちが使用するプールの建設事業、水源地域を中心とした救急医療体制の整備を行う事業、水没者の移住住宅用地の造成事業、水没地域住民の体力の向上を目指すスポーツ、レクリエーション施設、水源関係地域の幼児のための保育園改築事業、水源地域集落の消防施設整備、屎尿処理施設整備事業及びごみ処理施設整備事業が合計約六億三千万円で、総計二十七億九千万円でございます。

先ほど申し上げましたように、こういった整備計画に基づきまして、各事業所管省庁及び静岡県等の協力を得て実施をいたしております。なお、整備事業の実施に当たりまして、地元本川根町には一時的に多額の財政負担を強いられることになるため、静岡県等の御努力によりまして、昨

年の十二月二十六日、本川根町の負担する金のうち約九割を、下流の静岡県大井川広域水道企業団であるとか、島田市、掛川市等二市七町の受益者が負担するという協定を結んでおります。以上でございます。

○裁仲委員 いろいろお願い申し上げました。地元の不安を解消するには、大臣にも大変むずかしいお願いをしたわけでございますが、治水の観点からの今後の対応、御努力を重ねてお願いいたします。私の質問を終わります。ありがとうございます。

○村田委員長 これにて裁仲義彦君の質疑は終了いたしました。

次に、中島武敏君。

○中島(武)委員 私は、治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案について質問をいたします。まず治山治水六次五計について質問をしたいのですが、最初に、六次五計の第一の重点事項である中小河川、都市河川対策についてお尋ねをしたい。

大都市における水害が依然として大きな問題になつていますが、この水害の原因をどのように見ているか、この点をまず質問いたします。

○川本府委員 お答えいたします。近年になりまして、特に都内で言いますと神田川、目黒川あるいは埼玉県で言いますと綾瀬川、こういった都市河川については水害が頻発してきておりますけれども、その原因は、大きく分けまして、まず第一に治水施設につきましては、われわれの方でその整備を鋭意努力してきていますところではございますけれども、いまだに立ちおくれのところがございます。整備水準は低いというのが現状でございます。時間雨量五十ミリメートルの降雨に對するところの当面の暫定目標として中小河川の改修を進めているわけでございまして、その当面の目標に對しては整備率が現在、五十六年度末で三八%という低い水準にあるというところでございます。

それから第二番目に考えられますのは、河川流

域が開発されるといいますか、都市化するという
ことによりまして洪水の流出量が増大する、それ
とともに下流への洪水の到達時間が早くなりま
す。したがって、結果的に洪水のピーク流量が増
大いたしまして、治水の整備が進みませんと安全
度が相対的に低下している、そういう傾向がある
わけでございます。

それから第三の原因と考えられますのは、常時
洪水が、従来ははんらんしておったような地域
に、都市化の進展ということでは人家がどんどん張
り出してまいりまして、そういったことで、水害
常襲地帯であるところに被害対象そのものがふえ
てまいる、したがって被害被害額が増大する、そ
ういうようなことが都市水害の頻発する原因と
なっているのではなからうかと思っております。

○中島(武)委員 いま局長から答弁のあったよう
なことが原因で水害が大都市においても頻発する
ということになりますと、この対策をどうして
も強めなければならぬ。その対策をどういうふう
に強めようとしているのか、この点もあわせて
お尋ねしたいと思ひます。

○川本政府委員 お答えいたします。

都市水害につきましては対策ということも幾つ
か考えられるわけでございますが、まず第一に
は、何と申しまして、先ほど第一に申し上げた
ような河川の整備水準が低いということから考え
まして、河川改修などの治水事業そのものを強力
に進めていかなければならぬ、そう思ひます。
このために、第六次の治水事業五カ年計画におき
まして、都市河川対策というものを重点事項の
一つとして促進してまいりたいと思ひていること
でございます。

それから第二番目の対策といたしましては、流
域の保水機能あるいは遊水機能、こういったものを
できるだけ維持する、洪水流出量を抑制するとい
うことが必要でございます。そのためには、遊
水地とかあるいは防災調節池、そういったいわゆ
る洪水調節ができる貯留池を数多く建設すること
によりまして、さらに公園とかあるいは校庭、そ

ういったところなどにおきまして可能な限り雨
水の貯留を図るような、そういうことに努力して
いるところでございます。

それから第三番目の対策といたしましては、洪
水がはんらんする可能性のある土地に住んでおら
れる方々に対しまして、浸水に対して安全な土地
利用を呼びかける、心がけていただく、そういう
ことが必要であるということも考えております。
また、過去の浸水実績、そういったものを公表い
たしまして、そういった実態を地域の住民の方々
に周知していただきまして、そういうことで治水
に対する、水害に対する認識を深めていただく、
そういう呼びかけを行っているところでございま
す。

このような都市水害対策は、鶴見川とかある
いは新河岸川、そういった流域の市街化の進展が特
に著しい都市河川を中心といたしまして、総合治
水対策ということで実施しているところでござい
ますが、その総合治水対策の趣旨は、他の都市河
川あるいは全国の河川にも適用することが必要で
あるのか、そういうふうにご考慮しております。その
観点に立ちまして、今後とも都市河川対策を重点
的に促進してまいりたい、そう思ひているわけで
ございます。

○中島(武)委員 この総合治水対策特定河川の指
定は、東京では新河岸川だけですか。

○川本政府委員 東京に関連いたします河川とい
うことになりまして、鶴見川がございまして、それ
から中川、綾瀬川という水系がございまして、それ
から多摩川の残堀川という川もございまして、全
体で十四河川現在総合治水対策の指定河川として
おりますが、そのうち、いま申し上げた河川が東
京に関連するところでございます。

○中島(武)委員 それは間違いないですか。東京
で新河岸川以外にそれ全部指定しているのですか。
間違いないですね。

○川本政府委員 間違いないでございます。

○中島(武)委員 先ほど局長が言われた神田川だ
とか目黒川だとか、特にははんらんをする、問題に
なることが指定をされておりますね。私
は、集中豪雨だとかあるいは台風のために水害を
引き起こすと言ったような河川、こういうところ
も総合治水対策特定河川に指定するべきじゃな
いか、そして対策を強めるべきじゃないかと思
っているのですけれども、この点はどうかと思
つております。

○川本政府委員 ただいま御指摘がございました
神田川とかあるいは目黒川とか、そういった河川
をどうして総合治水対策に指定しないのかという
お尋ねでございますが、総合治水対策の指定河川
といひますものは、先ほど申し上げましたよう
に、現在その流域において都市化が著しく進行し
ている川、これに対しまして流域の遊水機能ある
いは保水機能をできるだけ維持していこうとい
うことを含めて、流域の市町村をメンバーとい
うことで、協議会をつくって、そこをいろいろな整備計
画をつくり、コンセンサスを得ていこう、ある
いは土地利用の誘導までしていこうというふうな
ことを考えているわけでございまして、目黒川とか
神田川は、残念ではございますけれども、流域が
すでに市街化し尽くされた河川でございまして、そ
ういった川につきましてはいま申し上げたような
総合治水対策というよりは、むしろ河川改修、治
水対策そのものをできるだけ進めていかなければ
いけないという点に尽きるわけでございまして、そ
ういうことでございまして、目黒川とか神田川
につきましては、いろいろな手法を用いまして都
市河川改修を鋭意促進しているところでございま
して、総合治水対策に指定しないからといって、
治水対策をおろそかにしているというところではな
くて、逆にほかの川よりはよほど促進を図ってい
ると言える川であると思ひます。

○中島(武)委員 いまの局長の答弁ですが、これ
は、都市化が完了しているところを総合治水対策
に適しない川として否定するのは、私は正しく
ないと思ひます。もちろん神田川とかそれから
目黒川のようにしつこくはんらんを引き起こ
して大問題になっている、こういうところは一刻
も早く改修を進めるといふことは、これはそのと
おりです。しかし、現在進めている改修を進めれ
ばそれじゃもうはんらんしないのかという問題な
んです。これは必ずしもそういうふうには言い切
ることはできない。私は、都市化が完了したとこ
ろにおいても、やはり総合治水対策という措置を
とるべきじゃないかというふうにご考慮しているの
です。なぜかといいますと、こういう都市化の完了
したところであつても、雨水の河川に対する流出
量を抑える、また時間を抑えるということという
のは非常に大事だと思ひます。それで貯留施設
をつくるとか、あるいは地下に浸透する施設をつ
くるとか、そういう対策が非常に大事だと思ひ
ます。それをつくる場所がないのかということに
なりますと、これまた私はあるというふうにご考
えたいと思ひます。都市化してしまつてい
るから無理だといふんじやなくて、つくる場所があ
る。どこにあるか。結局私も思ひますのはやは
り公共施設ですね。ここを考へるのが当然じゃ
ないかというふうにご考へます。たとえばすけれ
ども、神田川は全流域面積は百五十平方キロメ
ートルあります。ところが、同じその地域に公共施設
の面積は二十二平方キロメートルあるんです。
ざつと全体の二二%あるんです。それから道路、
公園、小中学校、公園、公社、都営住宅、こうい
つたものがあるわけなんです。だから、やる気にな
ればこれはできるという問題だと私は思ひていま
す。たとえば浸透性の下水道をつくるとかある
いは浸透性の雨水ますをつくるとか、あるいは浸透
性の舗装にするとかあるいはトレンチ方式を採用
するとか、こういう浸透性をもつと向上させる、
それからまた保水機能を向上させるという点で
も、もつと植樹を行うとか各種の貯留施設をつ
くるとか、そういうことをやって、改修だけでは恐
らくもたないであろう面を、総合治水という観点
から、大都市、しかも都市化の完了している地域
においてもやるべきじゃないか。そうやりません
と、やはりはんらんが起きてくるというところを
防ぐことはできないんじゃないかというふうに思
ひます。そういう点からいって、やはり特定河川

に指定することを検討するべきじゃないかということをおもうのですけれども、局長の見解を聞きたいのです。

○川本府委員 既成市街地を流れております、またそれを流域といいたします河川について、総合治水対策と指定しない、これはおかしいという御指摘でございますが、私ども先ほど申し上げたかと思ひますが、総合治水対策は、これはその特定河川だけに総合治水対策をしたらいい、それで事成れりということではございませんで、そのほかの都市河川もすべてそういった思想でやはりやっていくべきであるという考えでおります。目黒川とか神田川につきましては、先ほど来申し上げておりますように、河川改修を特定河川にしないでやっておるわけでございますけれども、いま御指摘のような流域においていろんなきめ細かい貯留方策あるいは浸透方策、そういったものは当然大事なことではございまして、私どもそれにいろんな点で関心を持ち、また指示もしているところでございまして、特に東京都の方におきまして、たとえば練馬方式とかいうようなことといった研究的、実験的成果、こういったものがどういうふうになつてくるか、私ども非常に大きな関心を持つておるところでございまして、そういった既成市街地の密集地の流域の河川におきましてもいろんな貯留効果、浸透効果、そういったものを確保するということが一番大事なことである、そういうふうな考えでおります。

○中島(武)委員 私は一般論じゃなくて、やはり総合治水対策、特定河川に指定をしてもっと力を入れるべきじゃないかということをおもうのです。一般論じゃないのです。それで、これはなぜこういうことを強調するかといふと、東京都の都市化が進行しているものですから、たとえばこれは下水道に流れ込む雨水の流出係数、これが実は変更を余儀なくされている。現在使われている流出係数は戦前につくられた係数もあるのです。それから戦争直後のものもあるのです。それ

で見直しをやっているのですけれども、見直しはごく一部なんです。そうすると、河川改修でも何でも流出係数をもとにしてやりますから、そういう古い戦前の、しかも戦争直後とか、こんなときの東京といふ変わつちやうつていふのです。御存じのとおりでしょう。だから私は、そういう点では、一般論というだけじゃなくて、こういう点を特にやはり特定河川として指定をして対策を強化するということが必要じゃないかというように考えるのです。

それで、公共施設をということをお話ししました。ところが、公共施設をそういうふうに使つて、貯留施設に使つてとかいうことをやりますと、お金がかかりますね。それで、こういうのに対してはやはりちゃんと特定河川に指定をして、お金の面からも見るといふような検討があつてしかるべきじゃないかということなんですけれども、どうなんですかね。局長の答弁を聞きましよう。

○川本府委員 先ほど来申し上げておりますように、総合治水対策に特定しようとするまいと、その流域の治水整備というものは当然やっていかなければいかぬわけでございまして、従来から総合治水対策特定という名をつけておる川は、その流域の市街化がどんどん進行する。たとえば鶴見川で言いますと、昭和五十年代には六〇〇ぐらいの市街化区域ということになっておりましたけれども、それが将来は八〇〇ぐらいまで上がつてしまふだろうというふうな、まだまだこれから市街化がどんどん進むような区域の河川、こういったものについてそういう制度ということをおもひまいたまはつておるわけでございまして、いまおっしゃいましたような総合治水対策的ないろいろの細かい施策、流域の貯留あるいは浸透といったそういった施策につきましましては、目黒川、神田川等といったしませんが、それは河川改修といふか、河川の方の治水の計画に對しましてもしも寄与するようなものでございしますれば、それは当然河川改修といふことの計画の中に取り込んでやつていっていいわけではございしますが、いろいろと都

の方で研究なりあるいは実際にもおやりになつておるような事例は、いわゆる下水関係といふふうなことでの対応といふふうなこともやつておられるように聞いておりました。いろいろな面で東京都と今後とも協働をとりながら事業の実現化といひますか、そういった貯留効果あるいはそういったものの発揮のための施策、これの推進に努めてまいりたいと思つてございします。

○中島(武)委員 もうちょっと積極的な答弁をしてくれるとよかつたんですけれども、しかし、よく東京都とも連携をしながら力を強めていくということですから、それじゃもっと具体的な問題について聞きます。

新河岸川の関係ですけれども、この新河岸川の流域整備計画の策定はいつごろになりますか。私がいままで聞いておつたのは、ことしの三月にいつには何とか完成したいということをお聞きして聞いておりましたが、どうもまだできてないやうなんですけれども、いつごろになりますか。

○川本府委員 現在、新河岸川の流域整備計画の策定作業といふものは、流域の協議会によりまして鋭意作業を進めておるところでございまして、その内容といひましては、他の河川のすでに策定された流域整備計画と同様に、流域整備の基本方針あるいは河川の整備計画、保水地域、遊水地域あるいは低地地域、この三地域区分ごとの流域対策、こんなものから構成される予定でございしますけれども、現在この新河岸川の流域整備計画がややおくれておるといふ御指摘でございしますが、それは、鶴見川なんかには比べますと流域が二都県にまたがつて、しかも関係市区町村が非常に数が多い、二十六市区町村にも上るわけでございまして、そういったことでやや手間取つておつたことは事実でございしますけれども、現在も埼玉支部会と東京都会、二つの部会で作業を進めておりまして、一部におきましては計画案を了承していただいたところもございします、今年の夏ごろまでは決定できるような運びにならうかという段取りで現在のとこ進んでおります。

○中島(武)委員 同じく新河岸川についてですけれども、五十ミリアの整備率といふのは六％なんです。それで、たとえば板橋の部分で言ひましても、右岸が六・三キロ、左岸が四・七キロ。この五十ミリアの工事は現在年間五百メートルくらいの進捗状況なんです。そうすると、これは二十年以上かかる、そういうことになつてしまふのです。しかも洪水の流出率は、局長がよく御存じのように、四十年には一割くらいだつたのが五十年には三割に急激にふえている。いわばこれはいつ新河岸川がやられても不思議はないという状態なんです。そういう点から言つて、相当な勢いで河川改修を急がなければならぬのです。二十年なんという時間をかけておるのでは、その間にどんな事故が起きるかわからない。この点もつと力を入れるべきだと考えるけれども、局長、どう考えておられるか。

○川本府委員 新河岸川につきましては、先ほども総合治水の問題でお話ししたましたが、昭和五十四年度に特定河川に指定してございまして、その総合治水におきまして新河岸川の改修計画は、流域対策を行うことを前提にいたしまして、ただいまおつちやつたような、おおむね年間雨量五十ミリ対応ということを目標といたしまして、現在鋭意改修工事を進めておるところでございします。

主要な工事の内容といひましては、本川、支川の築堤とか護岸とか掘削、そういったものは当然でございしますが、朝霞とか南畑の排水機場あるいはびん沼とか朝霞の調節池、そういったいろいろな事業を含めまして、そういったものの建設を含めまして、今後早期に目標達成に邁進したいと思つております。工事の完成時期といたしましては、総合治水の特定河川、これはすべてでございしますが、おおむね十年を目途にしてそういう暫定的な整備計画目標を達成するように努力してまいりたいと思つておるところでございします。

○中島(武)委員 じゃ改修の方も二十年はかけないで、十年をめどに完成をするということですかね。

もう一つ関連して伺いますが、昨年の七月二十二日に集中豪雨がありました。それから同じく十月二十二日に長雨が降りました。これで北区、板橋区内の洪水箇所が幾らあるか、そしてまた、その原因というものを私はいろいろと調査してみました。そうしますと、いろいろなことがわかってきた。それは、新河岸川の水位との関係で下水道がみ切れない、そのために浸水をしているという地域があります。それからまた、新河岸川の支流である白子川の改修が進まないために下水道の整備ができないという地域がある。さらに、これは新河岸川ではありませんが、石神井川の流域で飛鳥山のトンネルをもう一本、第二隧道をつくって二メートルほどまた掘削をするということをやれば、下水をのみ切れる地域もあります。それから新河岸川、石神井川とも排水施設をつけなくて問題が解決できない地域もあるので、けれども、排水施設をつけるわけにはいかない、何でいらないか、それは河川の改修をやらないとあふれてしまうわけがあります。ほとんど排水するためにはもっと河川改修を早く進めないとそればならない地域があるということが非常につきりしてきたのです。六次五計の予算規模で果たしてできるのかということも心配なんですけれども、先ほどの局長の答弁では十年をめどにこれらの問題は解決をつけるということを言っておられるから、それはそうなのかなとも思うのですけれども、この点はもう一度しっかり答弁を願いたいと思います。

○川本政府委員 新河岸川の総合治水対策ということで、暫定目標といたしまして、時間雨量五十ミリといった降雨に対して安全なようにということで改修を進めておられるわけですが、そういった目標に対して、先ほど申し上げたように、おおよそ十年で何とかつこうをつけるように努力したいというところをごいまして、ただいまの浸水被害の実態、河川の改修云々というふうな御指摘につきましては、いろいろと水位、地

盤との関係もござります。一概に河川の方の改修がおくれておるからということだけではないうちに私は聞いてはおりますけれども、十分実態を調査いたしまして対応を考えてまいりたいと思っております。

○中島(武)委員 それでは、もう一つ新河岸川の問題についてお尋ねしたい。

それは、局長もよく御存じのように、新河岸川というのは都市の河川なんです。いま都市では河川は失われてしまっていると言つてもいいでしょう、小さい河川は。そのために、水と親しむ機会というのが東京都民などは非常になくなつてきているのです。そこで、新河岸川をもっと水と親しめる川にするべきではないかというように私は考えます。私いろいろ話を聞いていますのですけれども、大体昭和二十五年くらいまでだったならシラウオが新河岸川に泳いでいる、それから昭和二十七年、八年ごろまではコイとかフナはもろろんのこと、北区の浮間橋あたりではハゼを釣ることができた。要するに水遊びだとか、水泳だとか、釣りたいとか、舟遊びだとかいうものをもっと取り戻したいと私は考えるわけです。ところが、新河岸川というのはどういう川になつていくかといふと、流水機能を重視するものから、かみそり堤防なんです。その辺を歩いてみたら、川はどうなつていくのかもわかりやしない。そういうふうになつていくのです。それで、これを緩傾斜型の堤防に変えて、そして水際に出て直接手で水にさわることができたり、あるいは魚礁とか水草なんかを繁殖できるような場所をつくったり、あるいはまた魚釣りができるような構造に堤防を変えていくことが必要じゃないかと私は思うのです。特定河川に指定したり、総合治水対策を十年かけてやるというところにいま力を入れておられるようだけれども、しかし水のはらんを防ぐというだけではなくて、もうちょっと都民に潤いのある川、こういうところへ進まなければいかぬと思つていられるのですけれども、これも見解を聞きたいと思ひます。

○川本政府委員 河川といひますものは三つの機能を持つておりまして、一つは治水、二つ目は利水、それから三つ目が河川環境の確保といひます。河川環境というふうなことで、そういう面があるかと思ひます。特に治水、利水に引き続きまして、都市化が激しいこういった近代の社会におきましては、川あるいは水といったものが人間の心に安らぎを与えるといひます。水と親しむ、そういった面での要請は日に日に強まつておりまして、そういった第三番目の河川の機能を大いに重視をして、その三つの機能ができるだけバランスのとれるように、河川を総合的に管理をしていかなければいかぬ、そういうふうな思ひをしております。ただ、やはり災害が起きては元も子もないというのが現実でございます。まずは災害を防ぐという方策で進まざるを得なかつたということもあるかと思ひます。また、新河岸川のように本当の住宅密集地内を流れる川になりますと、用地の問題もござります。緩傾斜堤にしたいと思つてもできなかったいきさつもあるかと思ひます。

し、やはり治水がまず最初ということ、そういった傾向で進んできたということは現実の姿としてあるわけでございますが、今後もうそういう緩傾斜堤ということが河川環境の問題で非常にいいという点がござります。地区につきましては、他の事業との合併とかいろいろなことが考えられると思ひますし、あるいは地震対策といったものの必要性もあるかと思ひますけれども、そういう点でできる部分はやつていきたい、こういうふうな考えております。

て、いろいろとせつかくのこの考えを具体化しながら改修を進めていくことができるという地域がかなりあるのですね。そういう点をぜひひとつ検討してもらいたいというふうに思ひますが、いかがですか。

○川本政府委員 御指摘のあった場所は、いずれも東京都が管理しておる区域であらうかと存じますが、東京都におきましては隅田川あるいは中川などの東部の低地帯にかかわる河川につきまして、先ほど申し上げたように、主として地震に対する安全度を高める施策ということで、いわゆるゼロメートル地帯について緩傾斜型の堤防の計画を進めておるというふうな聞いております。御指摘の、お話がございました隅田川の豊島五丁目団地周辺ですとか、あるいは岩淵水門の下流域といたつたものについてはただいまの計画に入つておるというふうな聞いております。新河岸川にかかわる箇所、それより上流の区間だろうと思ひますが、それについてはその計画には含まれていないというのが現在の姿でございます。

この緩傾斜型の堤防は、確かに先生おっしゃるような環境問題あるいは親水性の面といったことから評価できるものでござりますから、緊急性の高いところから、あるいは他の事業との合併でやれるようなところ、そういうものについて逐次進められていくものと思ひます。

○中島(武)委員 ぜひひとつさらに広げて、この新河岸川上流の方も検討したいと思ひます。それから、ついでに一つ聞いておきますが、岩淵水門の改築ですね。それから築堤工事に伴つて、これまで以上に北区民、都民の憩いの場となるように、細かい要望を繰り返してきてきたところで、この改築、築堤工事は予定どおり進行してありますか。

○川本政府委員 岩淵水門の改築、それと関連します地区の改修事業、これは昭和四十九年度から実施しているところでございますが、五十六年度の末におきまして、岩淵水門の本体については、一番右側の一スパンのゲートを残しまして概成を

しております。今年、昭和五十七年度におきましては、残る一スパンのゲートの据えつけを実施いたしまして、水門本体を完成させますと同時に、護床工及び右岸の低水護岸を施工いたしますが、五十八年度以降におきまして、残りの護床工とか低水護岸を実施いたしまして、それに関連いたします築堤工事並びに周辺整備、そういったものを促進してまいりたいと思っております。

○中島(武)委員 河川改修との問題で、高速道路王子線の問題について聞きたいと思います。

これは王子線のピアとの関係で、石神井川が飛鳥山のトンネルから出たところから隅田川まで数百メートルを、大工事の末に、五十メートル対応工事が四十二年の三月に基本的に終わっています。ところが、その後鎗漕橋の持ち上げ工事を行い、五十五年からは飛鳥山の第二隧道との絡みで護岸の補強工事が行われました。そのたびに住民は不便を感じて犠牲を受けてきましたけれども、水害から堀船を守るためということでしんぼうしてきたわけでありました。

ところが今度、いま言いましたように、高速道路王子線をつくるということで、せっかく完成をしていたこの五十メートル対応の石神井川、これをつかえらという話が持ち上がったままです。それで四十二年の三月に基本的に完成をしたときには、これで百年の計は終わったというふうに言っていたんです。ですから、それに比べて家を建てかえた人もいるんですが、いままたこの石神井川をつかえらという話になってきて、住民は非常に納得できないものを感じて怒っているんです。これは一体幾ら費用をかけてこのつかえをやるものとしているのか、これは道路局でしょうか、お尋ねします。

○加瀬政府委員 石神井川につきましては、首都高速道路の王子線の計画に伴いまして、鎗漕橋上流付近から溝田橋下流付近までの間、約六百メートルのつかえを計画しているわけでございまして、この首都高速道路の路線選定に当たりましては、公共用地あるいは公共空間を極力利用しまして、民地買収をできるだけ少なくするよう配慮しているわけでございまして、王子線のこの区間につきましては、大蔵省印刷局王子工場の敷地を可能な限り利用する一方、民地買収を極力少なくするように計画しておるわけでございまして。しかし、一部水路のつかえはやむを得ないという結果になっているわけでございまして。

この費用でございまして、王子線につきましての首都高速道路公園五十七年度予算として計上されております額は、十三億……(中島(武)委員「遠う、私の聞いていることは」と呼ぶ)当該区間の工事費でございまして、(中島(武)委員「そうです。三十億と聞いているが、それでよろしいか」と呼ぶ)当該区間のつかえにかかります工事費は、約三十億円というふうに承知しております。

○中島(武)委員 これは率直に言って全くむだなことじゃないか、二重投資じゃないか。せっかく五十メートル対応ができたと思ったら、今度は道路をつくる。道路をつくるために河川をもう一度三十億かけてつかえらというんですから、全くむだな投資じゃないかというふうに私は思うのです。

それで、いま局長がちよつと書いておられた王子線の測量試験費と用地買収費、これは五十七年度の予算で十三億つけましたね。ところが、北区板橋区の住民は環境権、営業権、生活権を守るためにこぞつていま反対しているんです。それで、王子線について言いますと、都市計画決定はおろか、板橋では説明会も開かれないう状況なんです。そういう状況であるにもかかわらず予算の方だけはつけた。私は、一言で言いますと、はなはだ住民無視の考えじゃないかというふうに考える。

それで、ここではつきり聞いておきたいんですけれども、五十七年度の予算でつけられたこの十三億円の予算、これは都市計画決定がなされて、事業決定が行われて、そして工事実施基本計画がつくられて、大臣の認可を得て初めて使えるお金ではないかというふうに思っているんです。それ

がやられなければこれはいわば死に金になってしまふというのだと思うのですけれども、加瀬局長のはつきりした答弁を聞きたいと思うのです。

○加瀬政府委員 おつしやいますように都市計画決定あるいは道路法に基づきます自動車専用道路の指定、それから道路整備特別措置法に基づきます基本計画の指示、こういった手続を経まして初めて使用することができ経費でございまして。

○中島(武)委員 私は、さつきから言っているんですけれども、やはり二重投資だと思っております。しかも住民が、いろいろあるけれどもやはりだめだ、こういうふうになっている計画なんですから、これを再検討するとか撤回するとかいうことを真剣に考えるべきじゃないかというふうに考えます。そのことを言って、私次の問題について質問したいんです。

植樹保険についてお聞きしたい。公共植栽工事に係る植樹保険、この制度が昨年創設されました。この制度を創設した理由とその概要をごく簡単に伺いたいと思っております。

○加瀬政府委員 公共工事におきます植栽工事の植栽樹木等は、工事完成引渡後一年以内に枯損または形姿不良となった場合、一般的には各工事の仕様書等により枯損補償規定によりまして、全額請負者の負担で植えかえることとされておるわけでございまして。

昭和五十三年に西日本を中心とした大水がございまして、植栽樹木等の枯損が多発いたしました。枯れ補償規定の完全な実施をめぐって非常に混乱が生じたという事実がございまして。このときに、関連業界を初め各方面から救済策の実施が強く要望されました。国会におきましても対応策の樹立につきまして強く要請されたわけでございまして。以来建設省では、枯損の実態調査を行うとともに対策を検討してまいりましたが、その結果、植樹保険制度を創設することとしたわけでございまして。

この制度の概要について申し上げますと、干害、風水害、病虫害等によりまして枯損が多発した場合、発注者が枯れ補償規定に基づき有している植えかえ請求権の保全を図るとともに、零細企業の多い造園業者に対する過大な負担を軽減し、植えかえ工事の円滑化を期することを目的としたものでございまして。本保険は、枯れ補償期間、工事完了引渡し後一年以内に発見された枯損樹木等の損害が、保険金額の一五%を超える場合にはその超過部分について保険する。また、火災、落雷による樹木等の損害の場合には、すべてについて保険会社が原則として受注者に植えかえを依頼することによりまして発注者に現物をてん補する、こういう制度でございまして。

○中島(武)委員 この枯損損害の発生率、これは植栽工事件数比でどの程度になりますか。

○加瀬政府委員 昭和五十五年当省で行った調査によりますと、平常年と考えられる五十一年度、五十二年度、五十四年度の平均では、一五%以上枯損が発生した工事の件数は四・八%、それから漏水等の理由で枯損が多発した、先ほど申し上げました五十三年度には一一・九%となっております。

○中島(武)委員 いまもう一五%を超える場合についてもお答えをいただきたい。私聞いたんじやないんだけれどもお答えがあったから、次、聞きます。保険料率は幾らですか。

○加瀬政府委員 工事費の〇・八五%と承知しております。

○中島(武)委員 この保険料は公共植栽工事額に含まれているのではありませんか。

○加瀬政府委員 一部積算上含まれております。

○中島(武)委員 公共工事は約二十兆円ぐらい年間あるとしまして、公共植栽工事額は幾らになりますか。

○加瀬政府委員 植栽だけについての推計というのはかなりむずかしいのでございまして、建設省所管の一般公共事業に係る緑化事業は、都市公園の整備あるいは道路、河川等の緑化事業、こういった緑化関係事業費で年間二千三百億円程度と

考えられます。こういった事業には、植栽工事費のほか用地買収費、敷地造成費、構造物の整備費等が含まれているわけでございます。緑化の中心となります都市公園の場合でございますが、五十七年度予算一千九百五十一億円の事業費が計上されておりますが、このうち用地買収費が約五〇％、それから工事費の一五％が植栽工事費と推定されるわけでございます。したがって、こういった関係から、都市公園事業費に係ります植栽工事の額は約四百四十億程度かと思ひます。それに、ほかの事業のうちの植栽工事を同じような推計をいたしますと、これが二十億程度ぐらいで、全体で約六十億程度と想定しております。

○中島(武)委員 それは、いま建設省の緑化何とかと言いましたな、それだけの額ですね。ところが実際にはこの植栽の公共工事、これは広く行われているんです。私が日本造園建設業協会に直接尋ねました。そうしましたら三千億円という答えが返ってきました。それぐらいはあるだろうと思う、私も思うんです。そうなりますと、保険料額は約二十五億円ということになりますね。

それからもう一つ、損害金額が一五％を超えた分の金額というのは植栽工事金額の何％になるか、これをちょっと伺いたい。

○加瀬政府委員 先ほどの三千億の数字でございますが、これは統計上緑化関係事業費というのを推計している資料があるわけでございますが、この中で、先ほど申し上げました用地費からほかの工事費まで全部含めました緑化関係の事業費でカウントしますと二千二百九十億程度が五十七年の数字になるかと思ひますが、このほかに恐らく民間の工事等もありますので三千億という数字があったのかも知れませんが、いざにしまして、このうちで私どもの都市公園事業の場合でも植栽関係の工事は七％くらいでございます。したがって、仮に三千億としても三千億の七％くらいが植栽工事と御理解いただきたいと思ひます。

それから、一五％以上枯れる場合でございますが、先ほどもお答え申し上げましたが、平常年で

一五％以上の枯損が発生した工事の件数が四・八％、それから異常渇水の年で一・九％という数字がございまして。(中島武)委員、件数ではなくて金額でお尋ねしているのです」と呼ぶ)計算した後ほど……

○中島(武)委員 いま緑化関係の事業費というふうに都市局長は答えられるのですけれども、私の方は日本造園建設業協会によく念を入れて、一体植栽の工事は幾らなのかということを尋ねているのです。そうしましたら、あなたの言う用地買収費とかそういうのじゃなくて、一切そういうものは省いて、直接植栽をやるのに大体三千億というふうに、非常にはつきり答えが返ってきているわけでありまして。ですから、都市局長の言っているのは違うと思うね。

それから、いまもう一つお尋ねしました、損害金額が一五％を超える分の金額は植栽工事金額の何％かということについて、皆さんの方の抽出検査の結果をもらっておりますが、これは〇・〇八四％から〇・九四一％までばらつきがあります。都市局長、それでしよう。それでこの点は仮に〇・五％だということに計算すれば十五億ということになるのです。わかりますか。そうすると、保険会社は大変もうける可能性が大にあるということを示しているのです。

それで、質問をさらに続けますけれども、「公共植栽工事に係る植栽保険の手引き」というものが出来ております。これを読んでもみますと、この保険は財団法人都市緑化基金と損保会社二十社との間の契約というふうになっております。それで、この中に書いてあります植栽保険特約書を見ると、都市緑化基金は建築サービス株式会社を保険契約の幹事代理店とし、幹事代理店の取り扱い分担保割合を七一％と定めております。この中に書いてあるのです。この七一％と定めるのはちょっと異例じゃないかと考える。この点についてどう考えるかということが一つ。

それからもう一つは、この建築サービスというのは一体何なのだろうと思つて調べてみました。

委員長、資料を配っていただきたいのですが、これによりまして、建築サービス株式会社というのは業務目的は損害保険の代理業務、自賠責保険、生命保険などの業務となっております。役員は十一名です。それで代表取締役社長植田俊雄氏、これは元建設省住宅局長。以下、役員は全員建設省を退職された方によつて構成されております。つまり、これは非常にはつきりとした天下り会社だと言へるわけでありまして。それで、私の秘書がここに電話をして尋ねてみました。まず最初に、保険の幹事会社である安田火災の本店営業七部公務課というところに電話をかけたのです。そうしましたら、建設省関係の代理店です。でも名目だけですよ。何かあるのなら緑化基金に電話してください。こう言っているのです。それで、大体一般的に言つて手数料は五％入るので、そうしますと、先ほどから都市局長言つておられる数字と食い違つていられるけれども、私が業者の協会で調べたところによれば三千億円、三千億円で計算しますと手数料だけでも一億近く入るのです。ところが、この建築サービスは一体何人いるのだということになると、幾人もはいはしないのです。二、三人の事務員が机を置いて仕事をしている、そういう会社なのですね。それで手数料だけはほとんど入つてくる、こういうふうになっている。これは、そういう手数料が入る仕組みでつくつた会社じゃないのかということでありまして。

それから三つ目に、時間がないから言いますけれども、私はさらに問題だと思つたのは政治家との関係なのです。これは業界で言われていることを私は率直に言いますが、この植栽保険をつくるために田中派の政治家が動いたというのは、いわば業界の公然の秘密になっております。事実、昭和五十四年に緑化政策懇話会といういわば造園業者の政治団体ができて、五十五年田中中派の政治家に零細な業者団体としては多額である三千六百万円、それから五十四年度に二千四百万円、そういう政治献金が出されているのです。そこで、私は、自治省来ていらつしやと思う

のですけれども、自治省に伺いますけれども、昭和五十五年にこの緑化政策懇話会から現自民党幹事長である二階堂進氏の政治団体、グループ21に対して三百万円の寄附がなされておりますが、二階堂氏はこの寄附を政治資金規正法に基づいて届け出をしておられますか、伺います。

○横田説明員 緑化政策懇話会の昭和五十五年分の収支報告書によりまして、グループ21に対して三百万円の寄附金の支出が計上されておりますけれども、グループ21の昭和五十五年分の収支報告書には、その寄附の受領に相当する記載は見当りません。

○中島(武)委員 私は非常に不明朗な感じがしてならないのです。結局この緑化保険というのは零細業者にとつては何のメリットもない。喜んでいられるのは天下り会社の建築サービスと、それから造園業者の要望を受けて政治活動をしているかのように見える自民党の政治家じゃないかというふうな思ふのです。私は、この保険がなくなればよいなというふうには思つていられるのじゃないのです。言つておきますけれども、一年の掛け捨てで、しかも多額に国費が使われるというものでなく、同じ保険にしても、国費を使うのだつたら共済制度にするとかあるいは基金制度にするとか、そういうふうにして、実際に国費が正しく使われるということが必要だと思ふのです。結局国費で保険会社はばらもうけするとか、あるいは天下り会社もばらもうけするとか、そして自民党に献金されとか、これは、私は率直に言いますけれども、大臣、政界や財界や官界や業界の醜い結びつきの典型じゃないかというふうに思ふのです。それで私は、この制度についても再検討をしてみることが必要ではないかというふうに考えるのですけれども、どうですか。

○加瀬政府委員 先ほどからお答え申し上げていきますように、この保険は私どもの建設省の緑化関係の事業だけに現状適用されているわけでございます。したがって、三千億に造園の仕事があるとしても、それ全部が対象になるわけ

じやございません。

それから日造協がどうお答えになったか知りませんが、中には民間の数字もございましょうし、造園の中には植栽以外のものもございましょうし、あるいは元請、下請のダブルもあるのではないかと思います。

それから建築サービスが幹事会社である保険の代理店をつくったのはなぜか、こういうことでございしますが、この植樹保険は創設したばかりのものでございします。普及活動が必要でありますほかに、初期のリスクを伴うおそれがありますので、御指摘があったようでございしますが、この保険の制度というものにつきましては、先生も保険自体の必要性はお認めになっておるように、公益性もございします。そこで代理店になつていただける方というの、私もそれはもう一生懸命お願いして初めて建築サービスにやつていただけたというのが実情でございまして、現に五十六年度全体を通じて保険代理店に払った金が、私どもの聞いておりますところでは総額で三百万円程度と聞いております。その程度でございしますので、これは私も公益性をねらいとしてやつておりまして、決して建築サービスがもうけるとか、そういった考え方でやつているのではないということだけはつきり申し上げておきます。

○中島(武)委員 時間だから終わりますが、大体いまの局長の答弁はだめですよ。三千億円というお金は公共植栽工事にかかったお金だけということでありまして、これは見解が違ふのだけれども、民間を含んでいるものではないのです。念を入れて確かめている問題であります。したがって、先ほどの政治献金の問題といい、私はもつと明朗にしなければいけないということを重ねて申し上げたいと思うのです。大臣、答弁があったら言ってください、これで終わりますから。

○始関国務大臣 ただいま都市局長から答弁を申し上げます。もし何らかの問題がございしますればまた調べみたい、かように存じます。

○村田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○村田委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

〔賛成者起立〕

○村田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○村田委員長 この際、始関建設大臣から発言を求められておりますので、これを許します。始関建設大臣。

○始関国務大臣 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案の審議につきましては、本委員会におかれましては熱心な御討議をいただき、全会一致をもって議決されました。厚く御礼申し上げます。

審議中における委員各位の御高見につきましては、その趣旨を生かすよう努め、今後の運用に万全を期してまいる所存であります。

本法案の審議を終わるに際し、委員長を初め委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝申し上げます。まことにどうもありがとうございました。

〔拍手〕

○村田委員長 次回は、来る十九日水曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会すること

とし、本日は、これにて散会いたします。
午後六時二十六分散会

昭和五十七年五月二十五日印刷

昭和五十七年五月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K